

令和3年第3回藍住町議会定例会会議録（第1日）

令和3年9月6日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	賀治 達也
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	増原 浩幸
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	東條 芳重

5 議事日程

(1) 議事日程 (第1号)

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第2 | 会期の決定 | |
| 第3 | 議第50号 | 令和2年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第51号 | 令和2年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第52号 | 令和2年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第53号 | 令和2年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第54号 | 令和2年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第55号 | 令和2年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第9 | 議第56号 | 令和2年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第10 | 議第57号 | 令和3年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第11 | 議第58号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第12 | 議第59号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第13 | 議第60号 | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第14 | 議第61号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について |
| 第15 | 報告第7号 | 令和2年度財政健全化判断比率の報告について |
| 第16 | 報告第8号 | 令和2年度水道事業会計資金不足比率の報告について |

- 第17 報告第9号 令和2年度下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 第18 報告第10号 令和2年度藍住町継続費精算報告書の報告について

令和3年藍住町議会第3回定例会会議録

9月6日

午前10時開会

○議長（西川良夫君） おはようございます。本日は、令和3年第3回藍住町議会定例会に、御出席をくださりまして、ありがとうございます。

ただいまから、令和3年第3回藍住町議会定例会を開会いたします。

○議長（西川良夫君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。本日までに1件の陳情書の提出がありますので、お手元に陳情受付表をお配りしております。後ほど、ごらんいただきたいと思っております。

○議長（西川良夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本会期の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番議員、近藤祐司君及び8番議員、紙永芳夫君を指名いたします。

○議長（西川良夫君） 日程第2、「会期の決定について」を議題にします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から9月22日までの17日間に決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 日程第3、議第50号「令和2年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第14、議第61号「藍住町介護保険条例の一部改正について」までの12議案及び日程第15、報告第7号「令和2年度財政健全化判断比率の報告について」から、日程第18、報告第10号「令和2年度藍住町継続費精算報告書の報告について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） おはようございます。さて、本日、令和3年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙中にもかかわらず、御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

8月11日から21日頃にかけて日本列島周辺に停滞した前線の影響で、西日本から東日本の広い範囲で大雨となりました。特に、九州地方や中国地方では記録的豪雨に見まわれ、土砂災害や河川氾濫に伴う家屋等の倒壊、浸水など、甚大な被害が発生し、12名の尊い命が失われました。被害を受けられた皆様にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方に心より御冥福をお祈り申し上げます。併せて早期に復旧し、安心した生活が送られますことを心から願うものであります。

議長から、提案理由の説明を求められたところではありますが、説明に先立ち、行政報告を申し上げ、一層の御理解を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。

全国的にデルタ株が猛威を振るい5度目の大きな感染の波、いわゆる第5波の真っ只中にあり、21都道府県に緊急事態宣言、12県にまん延防止等重点措置の強い措置が、人口比で約87パーセント、全国の約7割の地域で、発令、適用されている状況となっております。

県内においても8月の感染者数は954人となり、これまで最大であった4月の感染者数773人を大きく上回る驚異的な数字となりました。

本町におきましても県内で発生した複数のクラスター等の影響を受け、感染者数は若年層を中心に急増し、8月の感染者数は49人と過去最大の感染者数となり、町有施設の開館時間短縮の措置、飲食店に対する営業時間の短縮要請など、県と協調して対策を講ずるとともに様々な媒体を通じ町民の皆様に感染防止のメッセージを発信してまいりました。

引き続き気を緩めることなく、緊張感を持って対応に当たってまいります。

次に、新型コロナウイルス収束の切り札と言われておりますワクチン接種についてであります。

本町におきましては、4月の中旬から医療従事者、高齢者施設の入所者への接種を皮切りに順次対象を拡大し、7月末までに全ての対象者に接種券を送付するとともに8月には、医療機関での個別接種に加え町民体育館での集団接種を開始したと

ころであります。9月6日時点におけるワクチンの接種者数は、1回目の接種終了者が2万1,185人、2回目の接種終了者が1万8,226人。率にして、1回目接種者が67パーセント、2回目接種者が57.6パーセントとなっており、引き続き政府の目標としている10月から11月の早い時期までに希望者への接種が終えられるよう鋭意進めてまいります。

今後ともワクチン接種が円滑に進み安心して過ごせる日常を取り戻せるよう、県や町医師会との緊密な連携のもと全力で取り組んでまいります。

次に、町独自の経済対策についてであります。

本町におきましては、外出自粛や感染予防への協力により多大な影響を受けている民間事業者や町民の皆様への支援策を積極的に展開しております。

3月議会においては、障がい者やひとり親家庭の子供に商品券1万円をお届けする事業をお認めいただき速やかに事務処理を進め7月には、それぞれ送付いたしたところであります。

これらの事業に加え、先の6月議会でお認めいただいた低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業について、まずは申請が不要な147世帯、266人に対し、9月10日に支給を行うこととしております。

また、1世帯に1セット、1万5,000円の商品券を1万円で購入いただくプレミアム率50パーセントの地域活性化商品券の販売を7月15日から開始し、8月末現在で町内世帯数の半数を超える約8,200世帯の皆様にご購入いただいております。

これらの事業の円滑な実施をとoshi、町内経済の活性化、町民の皆様への生活支援につなげてまいります。

次に、学校施設の整備といたしましては、トイレの環境改善を目的として国の補助金を活用し、町内4小学校における乾式化及び洋式化整備工事を各校2つの工期に分けて実施しております。

現時点では、一期工事について北小学校と南小学校は完成し、西小学校と東小学校は、10月上旬の完成を予定しており、二期工事については、いずれも年度内の完成を予定しております。

また、東幼稚園トイレ整備工事については、2月末の完成を予定しており小中学校特別教室の空調整備工事については、年内完成を目指し間もなく着工予定となっ

ております。今後とも、子供たちが学習しやすい環境作りを更に進めてまいります。

次に、藍の魅力発信についてであります。

5月10日にオープンいたしました、あいずみ藍工房については、藍染め体験や藍を使ったワークショップを始めとする藍の普及推進はもとより、東部地区協、福寿会の会議にも御利用いただいております。幅広く多様な世代が交流する施設として活用しております。

また、藍に親しむイベントとして、7月の「とくしま藍推進月間」に併せて開催しております藍deグルメでは、藍染製品を身につけ町内の協力店舗を利用した方が、昨年の377名から今年は1,171名と大幅に増加し、イベントの定着とともに、藍のまち藍住町のPRが図られたところであります。

今後とも町内外に向け、本町で半世紀ぶりに復活した阿波藍の魅力を発信してまいります。

これより、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議第50号「令和2年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が162億9,284万204円、歳出総額が153億6,471万1,936円、差引き9億2,812万8,268円となり、このうち繰越明許費に係る繰越財源が2億9,662万6,000円であり、実質収支額は、6億3,150万2,268円となっております。更に、実質収支額の10パーセント相当額、7,000万円を財政調整基金へ繰入れするため、差引き5億6,150万2,268円が令和3年度への繰越額となりました。

議第51号「令和2年度藍住町特別会計（国民健康保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が34億8,021万6,146円、歳出総額が33億6,061万2,025円、差引きが1億1,960万4,121円となり、令和3年度への繰越額となりました。今後、一層の医療費の適正化に努めてまいります。

議第52号「令和2年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が27億1,291万5,787円、歳出総額が26億3,283万8,518円、差引き8,007万7,269円となっております。

このうち、繰越明許費に係る繰越財源が170万円であり、実質収支額は、7,837万7,269円となり、令和3年度への繰越額となりました。また、歳出のうち、介護保険給付費は24億794万7,608円で、前年度と比較して約2パーセント増加しております。

議第53号「令和2年度藍住町特別会計（介護サービス事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が884万5,820円、歳出総額が872万6,000円、差引き11万9,820円となり、令和3年度への繰越額となりました。

議第54号「令和2年度藍住町特別会計（後期高齢者医療事業）歳入歳出決算の認定について」は、歳入総額が3億9,665万6,610円、歳出総額が3億8,459万1,262円、差引き1,206万5,348円となり、令和3年度への繰越額となりました。なお一層の高齢者福祉の増進に努めてまいります。

議第55号「令和2年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で、収入総額が5億5,853万5,520円、支出総額が4億5,478万9,555円、消費税経理の後、7,048万6,342円の当年度純利益を計上し、剰余金の処分は、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に8,000万円を積み立てたいと考えております。

資本的収支では、収入総額が1億6,118万6,920円、支出総額が3億9,788万2,922円、資本的収支不足額が、2億3,669万6,002円となり、消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。今後とも水道事業の使命であります安全な水の安定供給を基本とし、サービスの向上と健全な水道事業経営に努めてまいります。

議第56号「令和2年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」は、収益的収支で、収入総額が2億9,499万9,118円、支出総額が2億2,899万696円、消費税経理の後、6,573万261円の当年度純利益を計上いたしました。

資本的収支では、収入総額が1億6,299万5,000円、支出総額が2億2,051万190円、資本的収支不足額が5,751万5,190円となり、当年度分損益勘定留保資金等で全額補填をいたしております。今後とも、一層の下水道事業の効率化を図り事業推進に努めてまいります。

議第57号「令和3年度藍住町一般会計補正予算について」は、歳入歳出とも1億3,900万円追加し、予算総額を116億2,600万円とするものです。

歳出補正の主な内容を申し上げます。民生費では、医療介護提供体制改革推進事業補助金4,115万1,000円増額。

衛生費では、新型コロナワクチン接種事業903万円増額。

土木費では、道路簡易舗装費2,000万円増額、及び、一般町道新設改良費2,

840万円増額。

教育費では、勝瑞城館跡整備事業費652万3,000円増額。

その他、事業実施見込みや国・県の補助金の状況などにより、歳出過不足の補正を行うことといたしました。

歳入では、歳出に対する国・県の補助金のほか、地方特例交付金で1,631万3,000円減額、国庫支出金で1,714万円増額、県支出金で4,166万円増額、町債で2,430万円増額、令和2年度決算により、繰越金で3億2,619万4,000円増額、繰入金で2億5,398万1,000円減額を行うものがあります。

議第58号「令和3年度藍住町特別会計（介護保険事業）補正予算について」は、歳入歳出とも107万3,000円減額し、総額28億4,255万2,000円とするものです。

補正の主な内容は、総務費では、地域密着介護サービス事業者等整備補助金を一般会計への組替えをするため4,115万1,000円減額。

保険給付費では、介護サービス給付費2,877万8,000円増額。諸支出金では、国庫支出金等精算返納金1,130万円増額するものであります。

議第59号「藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」及び議第60号「藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、事業者及び職員等が行う記録及び当該情報の提供において、国の基準の改正により、書面に加え電磁的方法が広く認められたため、本条例の一部を改正するものであります。

議第61号「藍住町介護保険条例の一部改正について」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険第1号被保険者の保険料の減免期間を令和4年3月31日まで延伸するため本条例の一部を改正するものであります。

また、これらの議案以外に報告案件といたしまして、令和2年度の財政健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率について、令和2年度藍住町継続費精算報告書の報告について、それぞれ報告をさせていただいておりますので、後ほどごらんいただき、御理解を賜りたいと存じます。

以上、決算関係で7件、補正予算で2件、条例関係で3件、計12議案について、その提案理由と概要を申し上げましたが、何とぞ十分御審議の上、全議案について

原案どおりお認めをいただきますよう、お願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時23分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時24分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、監査報告について、本定例会に上程されております議案のうち、決算に関する案件が7件ございますので、ただいまから審査結果について、林監査委員から報告を求めます。

林監査委員。

〔監査委員 林健太郎君登壇〕

◎監査委員（林健太郎君） 議長から監査結果の報告を求められましたので、代表いたしまして審査結果の御報告を申し上げたいと思います。

それでは、令和2年度藍住町一般会計歳入歳出決算審査の結果から御報告申し上げます。

審査は、8月3日と12日の両日実施をいたしました。審査の結果の総括的な意見といたしまして、会計処理については、町条例及び役場処務規程並びに財務規則にのっとり処理されております。また、収入支出の決算額につきましては、出納証書類を照合の上、更にその内容につき検討を加え審査をいたしました結果、決算書は、収入、支出の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容につきましても適正なものと認定をいたしました。

国、地方ともに財政状況は依然として厳しい中、新型コロナウイルス感染症も収束の兆しが見えず、住民への不安も広がる一方であります。今後も、国内外情勢の動向により不安要素が増し、かつてない厳しい財政状況になるものと思われま

す。本町は健全な財政を維持しているものの少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増大、老朽化した公共施設の改修、コロナ禍による地方税、地方交付税の減少及び社会変化等により、行政の果たす役割は今後ますます増え多額の財政需要が見込まれています。

今後の事務執行に当たっては、コロナ禍等による景気の動向に注視し、事務事業を不断に見直し、計画的に事業を推進するとともに、このような状況の中、多様化する住民のニーズに対応するため、住民生活を第一に考えながら、限られた財源の効率的な配分と経費節減に努められ、将来にわたり自立的、安定的で持続可能な行財政運営に努められるように、なお一層、職員一丸となって取り組まれるようお願いいたします。

事務的な面や専門的な事項については、決算審査時において、その都度、個々に意見を申し上げたところであります。なお、町税などの未納額については、圧縮に努めるとともに、債権管理の徹底を図り、住民が不公平感を抱くことがないように、一段の積極的な取組をお願いいたします。

次に、令和2年度藍住町特別会計、国民健康保険事業、介護保険事業、介護サービス事業、後期高齢者医療事業の4つの特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の歳入歳出決算の審査結果について御報告申し上げます。

審査は、7月15日に実施をいたしました。それぞれの決算書について、出納証書類を照合の上、更にその内容について検討を加え、審査いたしました結果、会計処理は町条例等の諸規定に基づき適正に処理され、また、決算書は、収入、支出の状況、事業活動の状況並びに財産増減の状況が正しく示されており、その内容も適正なものであると認定をいたしましたところであります。

独立した事業会計として設けられた特別会計ではありますが、比較的若い世代の人口増による本町の財政運営は、厳しい状況にあります。制度の維持運営を図るため、一般会計から一般財源を繰入れており、その繰入金は増加傾向にあります。

また、国が頻繁に行う事業の見直しや制度改正への対応は、大きな負担となっております。このような状況の中、住民生活を第一に考え、将来を見据えた視点に立ち、理解を得られるような事業運営に努めるとともに、他会計、他事業、相互に関連するものについては調整を図り、事務事業の効果的、効率的な運営、また、経費の削減に取り組んでいただきたいと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、一定の要件を満たす被保険者への減免制度については、引き続き周知に努めるとともに、滞納繰越分に対する収納対策については、今後も一段の努力をされるよう申し添えさせていただきます。以上、監査結果の報告とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） ただいま議題となっております議第50号から議第61号までは、先ほど提案理由の説明がありました。上程されております12議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君） お諮りします。ただいま、議題となっております12議案については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託して十分審査をしていただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第50号から議第61号までの各議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査、委員会審査のため9月7日から9月14日までの8日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、9月7日から9月14日までの8日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月15日午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。

本日は、これで散会といたします。

午前10時30分散会

令和3年第3回藍住町議会定例会会議録（第2日）

令和3年9月15日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂において再開された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	賀治 達也
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
健康推進課長	江西 浩昭
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	東條 芳重

5 議事日程

議事日程（第2号）

第1 一般質問

- | | |
|-------|-------|
| 2番議員 | 竹内 君彦 |
| 10番議員 | 小川 幸英 |
| 15番議員 | 平石 賢治 |
| 11番議員 | 林 茂 |
| 1番議員 | 前田 晃良 |

令和3年藍住町議会第3回定例会会議録

9月15日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、「一般質問」を行います。一般質問の通告がありましたのは5名であり、これより既定の順序によりまして一般質問を許可いたします。

また、あらかじめお願いをしておきます。質問時間は1時間となっております。質問者は通告内容に基づき、質問の趣旨を明確にして質問してください。理事者は、質問内容に的確に答弁をするようお願いいたします。

○議長（西川良夫君） それでは、まず初めに2番議員、竹内君彦君の一般質問を許可いたします。

竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） マスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問を行います。新型コロナウイルスのワクチン接種について、質問させていただきます。

新型コロナウイルスについては、国内での感染者の発生から既に1年半以上が経過しておりますが、ウイルスは変異を繰り返し、現在は従来株の感染力が2倍とも言われるインド由来のデルタ株が猛威を振るっております。県内においても、全国と同様にデルタ株の感染者が多くを占めており、藍住町でも、先月には前例のない感染者数が確認されたところでした。

1日も早く新型コロナを収束させ、これまでの日常を取り戻すためには、ワクチン接種を強力に推進していく必要があります。今回の第5波の感染者数を見ると、ワクチン接種が進んだ高齢者の感染は大幅に減少しており、ワクチンの有効性が改めて認識されるところであります。高齢者へのワクチン接種については、希望する方への接種を7月末までに終了させるとの国の方針に従い藍住町においても積極的

に進められてきたかと思えます。

そこで、まず、藍住町の高齢者へのワクチン接種の状況について、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 竹内議員さんから御質問いただきました高齢者へのワクチン接種について、御答弁させていただきます。

本町におきましては、まずは高齢者施設に入所する方を対象に4月19日から接種を開始し、その後、5月10日から在宅の高齢者を対象に接種を進めてきたところです。また、今年度当初には、町職員でワーキングチームを編成し、希望する高齢者を誰一人取り残さず接種してもらうにはどうすれば良いか検討を重ね、対応してまいりました。この結果、高齢者の皆さんの速やかな接種につなげるため、6月19日には、町と連携協定を締結している四国大学の学生さんの協力のもと、役場1階に予約支援窓口を設置し、パソコン操作に不慣れな高齢者の皆さんを積極的にサポートいたしました。さらには、早い段階から予約ができていない高齢者をリストアップし、町の包括支援センターや民生委員、介護サービス事業者が連携し、接種の意向確認や接種予約の声掛け、訪問しての予約代行など、町ぐるみ、地域ぐるみで高齢者の接種に向けた取組を行うことができたものと考えております。

高齢者に代わって、自らの電話やスマートフォンを使っての予約代行や社会福祉協議会で用意した車両に頼らず、高齢者の方を直接予約会場や接種会場まで送迎いただいた民生委員の皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。この結果、6月末までには、接種を希望する高齢者、約7,800人の予約を受け付け、7月末までに接種を完了したところであります。

ただ、高齢者の中には、かかりつけ医である特定の医療機関での接種を望まれる方や体調の関係から7月末までの接種を望まない方も一定数いらっしゃいます。こうした方の7月末以降の接種を含め、現時点では約8,100人が接種を終えており、これは接種券を発送した全高齢者の約88パーセントとなります。

なお、国が公表する接種率は、2020年1月1日時点の高齢者の人口をもとに算定、公表しており、この基準に当てはめると、本町においては92パーセントの高齢者が接種を終えており、全国の高齢者の接種率90パーセントを上回っております。

また、今後は、接種の声掛けを行った際には、体調不良で接種を見合わせていた方や接種を悩まれていた方について、接種を終えられているかどうかを確認し、改めて連絡を行うなど、きめ細やかな対応をしてまいります。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の収束を目指し、ワクチン接種に積極的に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 藍住町においても、高齢者のワクチン接種は大きく進んでいるとのことで安心いたしました。

次に、ワクチン接種の接種対象となっている12歳以上の状況についてお伺いいたします。藍住町の人口は、県内の町村の中では最も多く、一部の市の人口をも上回り、県内24市町村の中では上から7番目にあります。人口規模が大きな市では、県がワクチン接種の支援を行っているところもあるようですが、こうした支援もない中で、町内の医療機関の皆さんや職員の方々は本当に御苦労されていると思います。

現在、猛威を振るうデルタ株では、ワクチンを2回接種していても感染する、いわゆるブレイクスルー感染が発生していると言われておりますが、それでも、ワクチンには免疫力を高め発症や重症化を防ぐ大きな効果があります。

そこで、藍住町全体ではワクチンの接種はどのような状況にあるのか、お伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 竹内議員さんから御質問いただきました本町におけるワクチン接種の状況について、御答弁させていただきます。

本町におきましては、高齢者の皆様の接種予約が落ち着いた段階で、基礎疾患をお持ちの方、災害時に重要な役割を担う消防団員の皆様などに接種券を発送、その後、7月末までには、全ての接種対象者に接種券をお届けし、予約受付を開始いたしました。この予約受付に当たっては、ワクチン接種を希望する方が接種券到着後に速やかに予約が行えるよう多くの予約枠を隙間なく確保し、公表することで、効率よく予約、接種を進めてきたところであります。さらに、8月からは、医療機関での個別接種に加え、1日当たり600人規模の大規模な集団接種を町民体育館で

毎週日曜日に実施し、ワクチン接種を大きく加速させてまいりました。

この結果、9月12日時点における本町のワクチン接種率は、接種対象者3万1,656人に対し、1回目接種者2万2,665人、接種率にして約72パーセント、2回目接種者1万9,437人、接種率にして約61パーセントとなっております。

しかしながら、国からのワクチン配分量について、先月までは、接種を積極的に進める自治体に優先的に配分がなされておりましたが、接種対象者の8割が2回接種できる数量をめどに、減少しております。

今後はワクチンの配分量と接種希望者のバランスを図りながら接種を進めていくこととなりますが、引き続き、町内医療機関をはじめとする関係機関と連携し、しっかりと取組を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 既に藍住町の多くの方が接種を終了していると御答弁いただきました。引き続き、積極的な取組をお願いいたします。

また、先ほどの御答弁の中にもありましたが、大規模な集団接種を実施し、大きな進捗が図られたということであり、大変心強く感じております。

一方で、ワクチン接種会場となっている町民体育館は11月末まで使用中止となっております。ここにきて、約7割の方に1回目の接種を終えたということであり、国からのワクチン配分量も減少傾向にある中、町民の親睦の場であり、健康、体力づくりに欠かせない体育館について、使用中止期間の前倒しを検討してはいかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 竹内議員さんから御質問いただきました町民体育館の使用中止期間の前倒しについて、御答弁させていただきます。

去る6月9日の国会での党首討論において、菅総理が「国民のワクチン接種を11月末までに終了する」と表明したことを踏まえ、まだ、その時点では、国から本町へのワクチン配分量が不透明な状況下ではありましたが、私としては、町民の皆さんを新型コロナウイルスから守るためワクチン接種を一層加速させるとの強い思いのもと、町民体育館を11月末までワクチン接種会場として活用することといたしました。その後、本町におけるワクチン接種については、関係する皆様の御理解

と御協力のもと、大きな進捗が図られております。

一方で、現在の予約状況を見てみますと、日々の予約受付の件数は徐々に減少しており、ワクチン接種を希望される多くの方の予約接種が進捗しているものと思われます。

また、町民体育館での集団接種については、これまで午前、午後と1日を掛けて、接種を進めてきたところですが、午後からの予約枠が埋まらない状況となり、9月12日以降は、午前中の360人分を予約枠として設定しているところであります。

加えて、国の方針から本町への大幅なワクチン配分が見込めない状況にもあります。

このため竹内議員御提案のとおり、台風をはじめとする荒天等により、設定している接種日に変更が生じない限り、10月17日をもって、体育館での集団接種は終了いたしたいと考えております。

こうして接種が進みましたが、御不便をお掛けした町内スポーツクラブの方々を始め、町民の皆様の御理解と御協力あってのことであり、深く感謝申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

今後とも、町民一丸となって、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） 来月17日のワクチン接種をもって、町民体育館での集団接種は終了するとのお答えを頂きました。

町内のスポーツクラブなどは、体育館の使用を心待ちにしております。私も、子供たちのバスケットボールの指導を行っており、ワクチン接種がいち早く進み、当初の期限よりも早い段階で、体育館が使用できるようになるということは、大変喜ばしいことと思います。今後、荒天などにより、ワクチン接種が延期されることなく、スムーズに進むことを願っております。

最後に、もう1点、感染拡大の鍵となる若い世代へのワクチン接種についてお伺いいたします。全国的に、高齢者の感染は大幅に減少する一方、ワクチン接種が進んでいない若い世代の感染が多く見受けられます。藍住町における若い世代のワクチン接種の状況と、接種率向上にどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 竹内議員さんから御質問いただきました若い世代のワクチン接種の状況と接種率向上への取組について、御答弁させていただきます。

現在、猛威を振るうデルタ株の感染者は、若い世代が多くを占めており、先月の県全体の感染者954人のうち、約8割が40代以下の方であり、本町でも、その傾向は同様となっております。若い世代へのワクチン接種が重要となっておりますが、本町といたしましては、接種はあくまでも本人の希望であり決して強要するようなことがないよう十分な配慮を行いつつ、できる限りの取組を行っているところであります。

まず、若い世代への接種を始める前の6月には、中学生保護者へのアンケート調査を実施し、保護者の皆さんからいただいた接種するワクチンの種類や接種後の副反応、ワクチン接種に伴う差別や偏見など、接種に当たっての疑問や心配の声を解消するため、国や町の見解を丁寧にお示しし、ホームページに掲載するとともに、それぞれ文書でお知らせいたしました。

また、「学習活動に支障が出ないように、夏休み中に接種を終えたい」、「医療機関での個別接種や集団接種を選択できるようにしてほしい」などの要望を踏まえ、中高生の皆さんへの接種券の優先発送をはじめ、創意工夫を凝らしながら取り組んできたところであります。

さらに、若い世代に人気がある元サッカー日本代表選手がワクチン接種を呼び掛ける政府のCM動画を町のホームページにリンクさせるとともに、ワクチンに関する誤った情報やデマを払拭する厚生労働省の見解の一部を町の広報誌に掲載し、接種を検討している方々に発信することとしております。こうした取組の結果、9月1日時点において、本町では、1回目の接種を終えている30代以下の方は46パーセント、40代の方は63パーセントとなっており、それぞれ27パーセント、40パーセントである県平均を大きく上回っております。

現在、国においては、新型コロナウイルス感染症の出口戦略として、ワクチン接種証明やPCR検査などの陰性証明によるワクチン・検査パッケージを活用し、ウィズコロナ下における社会経済活動の回復を目指しています。

本町としても、引き続きワクチン接種を推進することはもとより、様々な理由でワクチン接種ができない方々も含め全ての皆様が日常を取り戻せることができるよう、しっかりと取組を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 竹内君彦君。

〔竹内君彦君登壇〕

●2番議員（竹内君彦君） ワクチン接種について、私なりに様々な観点から質問をさせていただきました。申し上げるまでもなく、今、全世界の人々の願いは、新型コロナの収束です。1日も早く親族での集まり、友人との会食、海外旅行、県内外とのスポーツの交流など、これまでの日常が戻ってくることを願ってやみません。そのため、休日返上でワクチン接種に取り組んでいただいている町内医療機関や職員の皆さんには、改めて感謝申し上げます。

また、その先頭に立ってコロナ対策に尽力されている高橋町長は、まさに時代が求める政治家であり、引き続き、町政の舵取り役を担っていただく必要があります。

今後も力強いリーダーシップで藍住町を牽引いただけるようお願い申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休いたします。

午前10時23分小休

午前10時26分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、10番議員、小川幸英君の一般質問を許可いたします。

小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） マスク外します。

議長の許可がありましたので、一般質問を行います。最初に、新型コロナ感染症対策について伺います。議長のアドバイスがありましたので、ワクチン対策については、一括で質問いたします。理事者におかれましては、明確な答弁をお願いいたします。

国は、9日、緊急事態宣言を12日から30日まで延長することを決定しました。これまでの感染者数は、9日現在、16万6,765人、死者は1万6,650人となっています。本町においての65歳以上のワクチン接種人口については、先の竹内議員の答弁にありました約8,100人で、88パーセントの方が接種されたということでありました。また、接種できていない方にも、今後呼び掛けていくというようなことでありました。

次の質問の64歳以下の年齢別接種人口と割合について、先ほど町長から答弁あ

りましたが、30代が46パーセント、40代が63パーセントとの答弁いただきました。ですから、20代、50代、60代の方の割合と、それから、今後しっかりと、この接種できていない方に取り組んでいくとのことでしたが、これは具体的にどう取り組んでいくのか、お答えを頂きたいと思います。

県内でも陽性者が急増して、10日現在、3,040人となりましたが、本年度の本町のコロナ感染者の人数は何人いたか。

次に、町民や町内業者にPCR検査キット購入費用の助成はできないか伺います。また、コロナ感染症に伴う生活困窮世帯などへの支援状況や実施状況はどうなっているか。また、コロナ感染症に伴い、経営が逼迫している町内事業者の支援事業や実施状況はどうなっているか伺います。

○議長（西川良夫君） 吉成副町長。

〔副町長 吉成浩二君登壇〕

◎副町長(吉成浩二君) 小川議員のほうから幾つか質問をいただいておりますが、通告していただいている分がそれぞれに御答弁を御用意しておりますので、それぞれ御回答させていただきたいというふうに思っております。

まず、65歳以上のワクチン接種人口と割合ということでございます。先ほど、高橋町長からも御答弁させていただいたところでございますけれど、約8,100人という形でございます。ただ、小川議員のほうから8,100人ということでお話がありましたけど、これは国の公表基準に合わせて接種率を換算いたしますと、2020年の1月1日の住民基本台帳の住民数を国は基にして公表しておりますので、本町では約92パーセントということになります。全国の平均につきましては、90パーセントということになりますので、先ほどお話ししましたが、本町でそれを上回る数値となっているところでございます。それから、65歳以上の皆さんにつきまして、できる限りの接種を進めるというところで、これまでも声掛けでありましたり、予約代行また送迎など行ってきたところでは、民生委員さんの方に大変力になっていただきまして、大きな進捗が図られたというふうに考えております。

また、我々といたしましては、後期高齢者の方の予約代行も行ってきました、速やかなこれも接種につなげてきたという形でございます。それから、もうひとつ、高齢者の方の接種を大きく進める契機となりましたのが、7月に本町で初めてとなります集団接種を実施いたしました。これは180名ということで、総合文化センターで実施をいたしましたところ、非常に多くの方、すぐに予約が埋まったというところ

ろでございまして、また日曜日に実施したということもありまして、高齢者の方、御家族と一緒に来場される方も非常に多かったということでございます。「家族と一緒に来て安心して接種をすることができた」、また、「待ち時間も少なく、思ったより早く接種することができて良かった」というふうなお声をいただいております。

こうしたお声を踏まえましてですね、集団接種では他の市町村では接種対象の年代、年齢を限って接種しているようなところもございますけど、8月から本町で行っております大規模な集団接種につきましては、高齢者を含めた全世代の方を対象に実施しているところでありまして、事実、高齢者の方も御家族と一緒に来ていただいているような状況でございます。

また、先ほどもお話ありましたが、7月までに接種をされなかった方、希望されなかった方につきましては、引き続き我々としてもお声掛けをしまいたいというふうに考えております。

それから続きまして、小川議員から64歳以下の通告書では年齢別の人数ということであったかというふうに記憶しております。それに基づきまして、答弁書のほう、作らせていただいております。

65歳以上の接種券の送付が終了した段階でございますね、7月末までには全ての年代の皆様へ接種券を発送したところでございます。接種人数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、1回目の接種者は、2万2,600人余り、2回目の接種者は、今、1万9,400人余りという状況になっております。議員さんからですね、年齢別ということなので通告書がございましたので、ただ、こうした年齢別に細分化して接種率をお示しするということはですね、同調圧力が生まれるきっかけにもなりますし、非常に時間もお答えに要するというところでございます。年代別ということございましたので、それに応じて我々も御答弁させていただこうというふうに思っております。年代別ということで御用意もさせていただいております。9月1日時点ということになります、1回でもワクチンを接種した方の人数と接種率になります。

なお、VRSというワクチン接種記録システムに入力された接種者数をもとに算定しておりますので、例えば企業でありましたり、大学で進めている職域接種については現在、このシステムに入力されていない方については反映されておられませんので、今後、遡って人数が変更されることもありますので、御承知おきください。

まず、本町での10代の接種者数は1,359人で、接種率は、約47パーセントとなっております。次に、20代の接種者につきましては1,517名で、接種率は約44パーセントとなっております。次に、30代の接種者数につきましては2,117人で、接種率は約47パーセントとなっております。

また、県におきましてですね、30代以下、40代、50代、60代、これは60歳から64歳ということがございますけど、これらの年代につきましては、接種率が公表されておりますので、本町の接種率と比較させていただいて答弁させていただきたいと思います。

本町における30代以下の接種者数は4,993人で、接種率は約46パーセント、県平均の27パーセントを上回っている状況にあります。次に、本町における40代の接種者数は3,536人で、接種率は約63パーセントでありまして、県内平均の40パーセントを上回っております。次に、本町における50代の接種者数は3,061人で、接種率は約75パーセントでありまして、県内平均の55パーセントを上回っている状況にあります。次に、本町における60代、これは60歳から64歳ということがございますが、接種者数は1,631人で、接種率は約80パーセントとなっております。県内平均の72パーセントを上回っている状況でございます。

いずれの年代につきましても、現時点では、9月1日時点でございますけど県内の平均を上回っているような状況でございます。今後ともですね、若い世代への接種のアピールということでございますので、藍メールでございますとか、防災メールなどを活用いたしまして、啓発また接種のほうを推進してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、続きまして、私のほうからは本町の新型コロナウイルス感染症の感染者数について御答弁をさせていただきます。

国内においては、新型コロナウイルス感染者が初めて確認されたのが、今年の1月16日でありました。その後、今日まで165万人を超える陽性者が確認されることとなりました。感染者の増え方を見ますと、急激に感染者が増える時期があり、その感染の山は一般的に波と呼ばれており、これまでに第1波から第5波まで5回存在しております。第1波は昨年3月下旬に新規感染者数が100人を超え、

4月に入り感染者のピークを迎えたことで、全国7都府県を対象に初めての緊急事態宣言が発出されました。人と人との接触を極力減らすことや、多くの業種に対して休業要請が呼び掛けられるなどの対策が実施された結果、昨年5月下旬には新規感染者数が数十人程度に大きく減少し、緊急事態宣言が解除されることとなりました。この間、本町では感染者の確認はございませんでした。

しかし、昨年7月から8月にかけて、再び感染者数が増加し、第1波を上回る第2波を迎えることとなります。

第2波では、接待を伴う飲食店での感染事例が全国的に多く発生し、お盆や夏休みの時期には「帰省は控えるように」と呼び掛けられました。昨年8月下旬には感染者数が減少したものの全国の新規感染者数が数百人で下げ止まり、第1波ほど減少することはありませんでした。この間、本町では7月、8月に2人の感染を確認しております。昨年の年末から年始に掛けて、新規感染者数が8,000人弱と過去最多を記録し、第3波となりました。

第3波では、忘年会や新年会、帰省などで全国に感染が広がったことが原因であったと指摘されています。そのため、政府は2度目となる緊急事態宣言を11都府県に発出し、飲食店への時短要請などを実施し、一部の地域では本年3月下旬まで続くこととなりました。本町では、1月、2月で29人の感染を確認しております。

3月下旬から大阪府や兵庫県では、新規感染者が急激に増え始め第4波が到来しました。第4波の原因は変異ウイルス、アルファ株によるもので、従来型よりも感染力が強いとされ、関西で従来株からアルファ株への置き換わりが進行することとなり、政府は3回目の緊急事態宣言を10都道府県に発出し、飲食店での酒類の提供禁止や時短営業を求め大規模イベントは原則無観客で行うことを主催者に求めるなどの対策を実施しました。

本町においては、4月、5月で55人の感染を確認しております。

その後、下げ止まりが続いたものの7月に入ると新規感染者は急増し、8月には初めて2万人を超えるなど、第5波が到来し、全国的に感染爆発の状態となりました。第5波の原因は、アルファ株よりも感染力が強いデルタ株が猛威を振るったことが挙げられます。

また、第5波では、特に若者を中心に感染が広がりました。これは、65歳以上の高齢者へのワクチン接種が進んだためであると言われております。そして、現在も第5波の真っ只中にある状態が続いております。

7月以降、昨日現在で本町では77人の感染を確認をしております。本町におきましても、このような国内の感染状況に呼応するように、新規感染者の確認が続いています。昨年2月に最初の感染者が確認され、昨日までに累計で164人となっております。クラスターの発生による新規感染者の急増などで1日の新規感染者が最大8人も確認をされることもありました。本年度の感染者数につきましては、昨日までに128人、昨年度は35人で、昨年度より93人の大幅な増加となっております。

なお、徳島県から本町の感染者の確認の発表があった際には、その都度、感染者数について町ホームページで発表することとしております。

続きまして、町民や町内事業者のPCR検査キット購入費用に対して町が補助できないかの御質問について御答弁をさせていただきます。

議員さんにおかれましては、昨年の12月議会と本年の3月議会でPCR検査費用について町で補助できないかと同様の質問をされております。同趣旨の答弁となることを御理解賜りたいと思います。

まず、現状の新型コロナウイルス感染症の検査体制についてですが、発熱等の症状が出た場合は、普段からのかかりつけ医に電話相談し、受診や検査の指示を受けます。当該かかりつけ医が、県の指定する診療、検査協力の医療機関である場合は、そこで、PCR検査が可能な場合もありますし、検体のみを採取し、委託先の民間検査機関で検査を行う場合、さらに、県のドライブスルー方式の地域外来検査センターを紹介される場合もあります。かかりつけ医がなく、相談できる医療機関もない場合には、保健所に設置されている受診・相談センターに電話で相談いただければ当センターから受診可能な診療・検査協力医療機関を紹介されることとなります。県の直接検査を含めたこうした検査は、行政検査と呼ばれるものであり、この度の新型コロナウイルス感染症の検査に要する費用は、公費負担となっております。任意検査としては、町民や民間事業所において、例えば、出張などで県外から戻ってきた場合に念のため検査を行う、あるいは、濃厚接触者や接触者ではなく法定検査の対象にはならないが、念のため個人で検査を行う場合があることが考えられ、緊急事態宣言対象区域、及び、まん延防止等重点措置区域等の市町村の一部では助成等実施していることは承知をしております。

なお、県においては、徳島県へ帰省する方や県外への帰省後に徳島県へ戻ってくる大学生などに事前のPCR検査が無料で実施できる制度、県内の飲食店や宿泊施

設のうち、県が示す感染拡大予防対策等を実施している店舗の全従業員に対して定期的にPCR検査を無料で実施できる制度を設け、特に感染が広がりやすい環境では、県全体で囲い込みを実施しているところでもあります。

本町におきましては、町民や町内事業者のPCR検査やキット購入費用等に対する補助は、現時点では、考えておりませんが、今後、新型コロナウイルス感染症対応の出口戦略として、社会経済活動の回復へ向けた動きが出てくる中で、町としてどのように感染拡大防止に向けて対応できるのか、検討してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 小川議員さんの御質問のうち、コロナ感染症に伴う生活困窮者世帯などへの支援事業や実施状況について答弁をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国内での感染が確認されて以降、既に1年以上が経過しており、その間、社会的経済活動は、大きく低迷しております。このため、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある生活困窮者の支援につきましては、社会福祉協議会などが窓口となり、緊急小口資金や総合支援資金の貸付制度、生活困窮者自立支援金の支給、住居確保給付金や収入減少者への住居支援など、国や県による様々な施策が講じられております。これらの貸付金等につきましては、2021年8月末から11月末まで申請が延長されたところであり、緊急小口資金は、新型コロナ対策の特例として、融資額が10万円から20万円に増額されております。

本町におきましても、昨年度、プレミアム商品券事業を始めとして、ゼロ歳から18歳までの子供の保護者に対し、児童1名につき5,000円の食事券を給付する食うポン券事業や新生児の保護者に対し、10万円の商品券を給付するパパママ応援給付事業、また、高齢者世帯の外出自粛に要する家計の負担緩和と地域内消費の下支えのために、65歳以上の高齢者に対し、1名につき5,000円の商品券を給付するシルバー応援給付事業を行いました。

加えて、本年度は、ひとり親家庭等の18歳以下の児童及び身体障害者手帳、療育手帳、及び精神障害者保健福祉手帳を所持する重度の障がい者へ1名につき1万円の商品券を支給し、さらに、低所得の子育て世帯に児童1名につき5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業の支給も始まり、生活意欲の向上や地域活

性化に努めているところです。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 東條建設産業課長。

〔建設産業課長 東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君） それでは、小川議員さん御質問のコロナ感染症に伴い経営が逼迫している町内事業者支援事業や実施状況について御答弁をさせていただきます。

昨年来、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために懸命な対策が取られてきたところではありますが、いまだに感染拡大が続いており、県内においても新型コロナウイルスと一進一退の攻防が続く中、更なる長期化も予想され予断を許さない状況にあります。

このような状況の中、現在、徳島県では、新型コロナウイルス感染予防対策による外出自粛や感染予防への協力により、県内の経済活動は著しく制限され特に経営基盤の弱い中小事業者への影響は、深刻さを増しております。収束の見えない中、疲弊した事業者の資金繰りが厳しくなり、多大な影響を受けている事業者の皆様へ本町といたしましても地域活性化対策による支援を積極的に進めていかなければならないと考えております。

事業者支援事業につきましては、昨年度から国・県により様々な給付金などや融資制度による支援が講じられ、本町においても、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた地域経済を活性化し、契機となるよう、町内における消費マインドを喚起させることを目的として、昨年9月からあいずみ活性化プレミアム商品券事業及びあいずみ食うポン事業などを実施しております。あいずみ活性化プレミアム商品券につきましては、9, 416世帯の方が購入し、販売率は、約64パーセント、使用金額は、2億2, 752万5, 500円となっております。

また、町内飲食店で使用可能なあいずみ食うポンにつきましても、6, 098名が引き換えをし、使用率は、約85パーセント、使用金額は、2, 577万4, 000円となっております。

そのほか、昨年度に実施した事業継続支援金給付事業においては、感染症拡大による影響を受け、厳しい経営環境にある中小事業者に対して、83件、2, 406万円を給付し、事業継続の支援を行っております。藍住町店舗等快適化リフォーム補助事業においては、店舗などの環境向上と消費喚起を目的として、町内の事業者29件、総事業費2, 278万4, 973円に対し、補助率50パーセント、上限

50万円で補助金1,038万6,000円を交付をいたしました。

また、新しい生活様式応援住宅リフォーム補助事業においても、住宅の環境向上と地域経済の活性化を目的として、134件、総事業費1億3,582万6,859円に対し、補助率30パーセント、上限30万円で補助金3,032万1,000円を交付をいたしました。

本年度につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域活性化商品券発行事業として、商品券1万5,000円を1万円で販売し、町民の皆様が購入しやすい金額設定としており、生活を支援するとともに町内の消費需要を喚起し、地域経済の活性化を図ってまいります。

実施状況といたしましては、昨年度に引き続き町内で使用できるあいずみ商品券を町内の約1万5,000世帯に購入券を送付し、7月15日から10月31日までの期間で購入ができ、令和4年1月31日までの使用が可能となっております。現在の進捗状況は、8,228世帯が購入されており、販売率は、約55パーセントとなっております。

また、本町福祉課におきましても、あいずみ商品券事業で、がんばるペアレント支援事業による、ひとり親家庭などへの応援、ノーマライゼーション推進支援事業による障がい者等応援などの事業にも取り組んでいるところあります。

なお、町内の登録店舗については、昨年度のプレミアム商品券事業開始時には、約100店舗でございましたが、広報等により継続的に周知を行ったところ、現在142店舗に拡大し、使用可能となっております。

これらの事業の円滑な実施により、地域経済の活性化、事業者の皆様の支援につなげてまいります。

今後の事業者支援については、長引くコロナ禍の現状で、本町の多くの業種において厳しい経営状況が続いており、藍住町商工会などの関係機関との連携により、各種支援の内容を広く活用できるよう国・県の動向を注視しながら、迅速な対応により事業者の皆様に対して十分に周知を図って、支援してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） ワクチン接種状況を伺いました。10代、20代、30代が約46パーセントと、40代が63パーセント、50代が75パーセント

というような答弁でありました。徳島県でも今、若者の感染が非常に増えていると言われておりますので、この若い人、10代、20代、30代、もう少し接種率を上げていただいて、1人でも減るような取組をしていただきたいと思います。昨年、本町の感染者は128人、今現在ということですので、昨年より約90人近くですか。昨年34人で、増えているというような状況でありましたので、やはり、このまだ9月でありますので、まだ年末まで大分あると思います。やはりもう少し対策を呼び掛けていただきたいと思いますと思っております。

次に、商品券事業を伺いました。今のところ55パーセントということでありましたので、まだ期間もあります。この1万円がなかなか買えないというような状況の方もおいでます。そういう方も含んで、もう少し幅広い取組をお願いしたと思います。それから、鳴門市では、新型コロナウイルスの影響に対する経済策として、収益が落ち込んだ事業者に給付金を出す対象を観光業や冠婚葬祭業などにも拡充するとのこと。本町も昨年、リフォーム助成をして、先ほど答弁がありましたが多くの方がされて、また、事業所も非常に潤ったんでないかと思いますが、今年度もこういうようなリフォーム助成をする予定はあるか伺います。

○議長（西川良夫君） 東條建設産業課長。

〔建設産業課長 東條芳重君登壇〕

◎建設産業課長（東條芳重君） 小川議員さんの再問でございますが、リフォーム事業の支援ということであったかと思いますが、リフォーム補助事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業により、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化、また、産業を振興し推進することを目的としており期間限定で予算の範囲内で実施をしたものでございます。従いまして、今年度についての追加支援によるリフォーム補助事業については、現在のところは考えておりません。以上、回答とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 次に、学校における新型コロナウイルス対策について伺います。デルタ株に置き換わり20代、30代の感染が増えているが町内の小中学校のコロナ感染者は何人いるか。また、町内の小中学校でコロナ陽性者に伴う休校や学級閉鎖はあったか。このあった場合に、コロナ感染症での休校による学習時間の減少を取り戻す対策はどうしているか。また運動会、修学旅行等学校行事に

おける感染対策を含めた実施計画はどうなっているか。そして、先生や子供たちにコロナ陽性者が出た場合、どう対応しているのか。反対に、子供を抱えた保護者が陽性になった時はどう対処しているのか、伺います。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） ただいま、小川議員さんから御質問のありました学校における新型コロナウイルス対策についてのうち、順番はちょっと変わりますが、デルタ株における20代、30代の感染者や10歳未満の感染が増えている町内の小中学校のコロナの感染状況、それと、町内の小中学校でコロナ陽性者に伴う休校や学級閉鎖があったか、そして、先生や子供たちにコロナ陽性が出た場合の対応と、その3点を先にお答えをさせていただきます。

まずは、町内の小中学校のコロナ感染の状況につきましてですが、今年4月以降、昨日までの陽性者数につきましては、小学校で16名、中学生で4名、合計20名となっております。引き続きまして、町内の小中学校でコロナ陽性者に伴う休校や学級閉鎖があったかにつきましては、本年度における小学校の約2日から3日程度の臨時休業になりますけど、休業がありましたのは3校でございます。そのうち2校が2つの学級が2週間の学級閉鎖を行っております。また、中学校につきましては1校が1日だけ臨時休業を行っております。そして、順番は飛びますが、先生や子供たちにコロナ陽性が出た時の対応について御答弁させていただきます。各学校の対応についてですが、先の6月議会におきましてもお答えさせていただきましたとおり、基本的には保健所の指示に従っての対応をさせていただいております。まず、PCR検査を受ける必要が生じた段階で、子供たちは学校を欠席し、検査の結果を待つようになります。そして、その間学校、町教委、県教委は陽性結果が出た場合に備えて協議をし、陽性結果が出た時点で臨時休業のメール等を発信しております。そしてその後、保健所の指示によりましてPCR検査の必要な検査対象者に連絡をとるとともに、学校の消毒を行います。そして学校の安全が確認できた時点で、保健所の指導の下、学校の再開という流れとなっております。上記の対応以外につきましても、留意すべき細かな対応はたくさんあるため、学校で危機意識の共有化をともに図るとともに、陽性者等の特定のいじめ等が生じないように、電話対応のマニュアルを作成するなど、人権への配慮も行っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 青木教育長。

〔教育長 青木秀明君登壇〕

◎教育長（青木秀明君） 小川議員さんの御質問のうち、学習時間の取り戻しの件、それから今後の運動会、修学旅行等の学校行事の件についてお答えいたします。

まず、学習時間の取り戻しの件ですが、一昨年度から昨年度初めに掛けて全国一斉の休業措置がとられました。この休業は、年度末から年度初めの約2か月半あまりに及ぶものであり、再開後、学習の遅れを取り戻すべく各学校でそれぞれに取り組みました。プリント類や学習ドリル類などを使った課題を与えての自主学習が中心でしたが、2学期末には、ほぼ遅れを取り戻せているという報告がありました。今年度行われた全国学力調査でも目立った学習の遅れはないとの分析結果が出ております。このことから、最近行われた3日程度の休業、1週間程度の学級閉鎖については大きな影響はないものと考えております。

次に、運動会や修学旅行等の学校行事の件ですが、運動会や修学旅行などの感染対策と実施計画については、まず運動会ですけれども、これは小学校、中学校ともに学年ごとの体育的行事を行うこととしております。保護者の参加はなしとする予定です。幼稚園も保護者は参加せず、園児全体による運動会を計画し、思い出づくりの一つとすることとしております。修学旅行ですが、中学校3年生については昨年度より度重なる延期の末、中止としております。今年度実施予定の小学校6年生と中学校2年生につきましては、11月頃に延期をしておりましたが、現在1つの中学校では3月に延期をしております。行き先としては小学校は四国内、中学校は広島方面1泊を予定しております。

なお、感染対策については、昨年度の状況からも宿泊施設やバス会社は万全の感染対策を採っており、安心感が得られるものであるという報告を受けております。

今後のコロナ感染の状況による予定変更も当然視野に入れておりますが、実施が無理となった場合にも、子供たちの思い出づくりとして何らかの代替行事を行うことを考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 小川議員さんの御質問のうち、子供を抱えた保護者が陽性になったときの支援策について答弁をさせていただきます。

子供を抱えて陽性となった保護者の方の不安は、ただならないものがあると思ひ

ます。これまでの状況について各学校に現状を確認させていただきましたところ、「祖父、祖母といった親族が手助けを行ってくれていた」とのことであり、学校には支援策等の相談はなかったと聞いております。

保健所は厚生労働省が示している濃厚接触者の定義に基づいて、濃厚接触者を特定していますが、その中に「患者と同居あるいは長時間の接触があった者」とあることから、保護者がPCR検査陽性になると同居している子供は濃厚接触者となり、PCR検査を実施することとなります。

PCR検査の結果が出ると、その結果や保護者の容態、子供の年齢、健康観察期間、家族形態、家屋の構造、保護者に代わって支援してくれる親族等の有無など、保健所での聞き取りが実施され、保護者とともに最善の対応策を協議し、支援が行われているとのことでした。

また、子供がPCR検査陰性だった場合には、子供への感染を予防し、なおかつ健康観察期間に陽性となる可能性も考慮しつつ、最善の方法を検討し、場合によっては、医療機関や児童相談所等とも協議をして、支援を行っております。

最終的に、保護者に代わる養育者がいない状況が確認されましたら、保健所から児童相談所に連絡し、児童相談所の判断により子供を保護し、県保有施設で預かることとなっております。

いずれにいたしましても、陽性になった保護者の方が治療に専念され、その間、子供にとっても最善の措置が取られるよう県において対応することとなります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 学校における新型コロナウイルス対策について伺いました。4月以降に小学校が16人、中学校が4名、合わせて20名の感染者が出たということです。今後も若い人が多くなっておりますので、子供たちが感染しないような策を常にとっていただきたいと思います。

また、教育長より、運動会、修学旅行は実施する予定でいるというような答弁を頂きました。子供たちにとっては、運動会は無観客ですけれども、子供たちにとっては非常に思い出に残る行事、また、修学旅行等については小学校でも中学校でも一生に1回しか行けない行事と、そういう行事が本町では行う予定ということになっているのを聞いて安心いたしました。今後のコロナ状況にもありますが、

なるべく行けるような対策をとっていただきたいと思います。

次に、高齢者対策について伺います。独居者や高齢者だけの家族の件数は何軒あるか。また独居者に対し町としてどのように取り組んでいるか。その方たちに対して緊急通報体制の整備をしてはどうか。

次に、介護タクシーの現状と町としてどのように関わっているか。

最後に、藍住町おでかけタクシーチケット交付事業について、町民の方からいろいろ指摘されておりますが、町にも電話とかで指摘を受けたことはあるか。またどんなことだったのか伺います。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 独居者や高齢者だけの家族の件数や取組の状況につきまして答弁をさせていただきます。

まず、独居者や高齢者だけの家族の件数でございますが、高齢者については、民生委員が担当地区を訪問し、令和3年9月1日現在529人の独居の高齢者を把握しております。高齢者のみの世帯は、約3,200世帯であります。

次に、独居者への取組についてですが、現在、独居の高齢者については、民生委員が月に1回程度の訪問を実施しており、安否確認や相談等に応じています。必要に応じて、避難行動要支援者登録への同意をいただき、個別支援計画を作成し、災害時の避難支援に備えています。

また、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう町と徳島新聞専売所及び生活協同組合とくしま生協との間で、高齢者等の見守りに関する協定を結び異常がある場合は、町に連絡をいただくことになっております。

さらに、独り暮らしの高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の設置に対し、補助金を交付しています。

また、認知症等により徘徊行動のある高齢者を在宅で介護している希望者に対し、GPSの貸出しを行い本人の位置確認ができるようにしております。

その他、高齢者見守り安心シール交付事業として、QRコードのついたシールを配布し、衣服等に貼ってもらいスマートフォンでQRコードを読み取ることにより、家族に情報が届く事業を郡内で行っております。

なお、見守り事業の一環として、社会福祉協議会においては、歳末助け合い募金

を利用し、年1回、現金2,000円とタオルなどを配布しています。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施できていませんが、会食会を南地区と北地区に分けて、それぞれ2か月に1回実施しております。

続いて、町独自の緊急通報体制の整備をしては、との御質問ですが、現在、先ほど申し上げました緊急通報装置の設置に対し補助金を交付することや本人の位置確認ができるGPSの貸出し、高齢者見守り安心シール交付事業などを実施しております。今後の支援といたしましては、見守りに関する協定事業所を増やしていくとともに、民生委員、社会福祉協議会と連携し支援の拡大に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 江西健康推進課長。

〔健康推進課長 江西浩昭君登壇〕

◎健康推進課長（江西浩昭君） 小川議員さんの高齢者対策についてのうち、本町の介護タクシーの現状と関わりについて御答弁させていただきます。

一般的に介護タクシーについては、御自身では車に乗ることが困難な方や一定以上の介助が必要な高齢者などが外出する際に利用できる民間事業者等が提供するサービスであると認識しております。

介護保険制度においては、訪問介護サービスに含まれる通院等乗降介助が該当し、日常生活上または社会生活上で必要な行為に伴う外出の場合等、一定の条件を満たした利用に対し、介護保険が適用できるもので、運転時間中の移送行為や運賃は介護報酬の対象にはなっておりません。介護サービスに関する利用状況については、訪問介護の中の一つのサービスである通院等乗降介助の利用件数等の集計は行っておりませんが、令和2年度の訪問介護の延べ利用者数は3,371人となっております。

また、町が実施した在宅介護実態調査において、主な介護者が不安に感じる介護として外出の付き添い、送迎等と回答した割合では、要支援1又は2の方を介護されている方で31.8パーセント、要介護1又は2の方を介護されている方で34.5パーセントとなっていることから通院等乗降介助に対するニーズはあるものと考えております。

次に、町としての関わりについてでございますが、通院等乗降介助の事業所の指定は県が行っており、本町としては、介護保険被保険者やその御家族様からの寄せられる介護サービスの利用等に関する相談対応を行っております。以上、御答弁と

させていただきます。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、私のほうからは、藍住町おでかけタクシーチケット交付事業について御答弁させていただきます。

藍住町おでかけタクシーチケット交付事業は、高齢者の外出による経済的負担を軽減し、社会参加を促すことにより、福祉の増進を図ることを目的としております。対象要件は、6月1日現在において、75歳以上の高齢者のみの世帯で要介護認定を受けていない方を対象に1枚500円のタクシーチケット10枚、計5,000円分を交付するもので、対象者は1,500人となっております。これまでの利用実績については、7月の利用が312枚、8月が235枚となっております。今後、利用者へのアンケート調査を実施することとしており、11月に準備にかかり12月に調査実施し、1月に集約を予定しております。併せて、タクシー事業者へのヒアリングを実施することとしており、今後の事業内容や詳細検討の参考にしたいと考えております。

また、これまでに寄せられた改善要望の主なものについては、今後、アンケートの中で自由記述も設けることとしており、正式には、そちらで集約することになりますが、多いものでは、1回の利用で1枚しか使えない。複数枚使用できるようにしてほしい。また、町外のタクシー事業者も使えるようにしてほしい。次いで、若い者は昼間いないので75歳以上全員を対象にしてほしい。要介護認定者、免許証返納者も対象にしてほしい。町外での移動も対象にしてほしい、などが寄せられているところでございます。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 小川幸英君。

〔小川幸英君登壇〕

●10番議員（小川幸英君） 高齢者対策について伺いました。本町では、緊急通報装置の貸出しを補助を出しているというようなことでありました。阿波市では、独り暮らしの高齢者及び重度身体障がい者であり、見守り体制が整っていない方を対象に緊急通報装置を貸与し、関係機関及び地域住民の協力を得て、緊急連絡等の手段を確保する事業を行っております。この費用の装置の貸与料は無料。使用料は市が負担することになり、多くの方が使用できるようになっています。

また、小松島市や阿南市でも同様の緊急通報装置を使用して独居者の見回りに当

たっています。本町も今は補助金を出しているというようなことでありましたが、無料にして多くの方が高齢者を見回りできるような体制に整えていただきたいと思います。

また、おでかけタクシーチケット事業の報告を受けました。広くアンケートを実施するというようなことでありましたが、板野町では今年は金額を増額、1万2,000円で1回1,000円使えるような取組をしております。本町においても広くアンケートをとって、高齢者の方の意見を聞いて取り組んでいただきたいと思います。これで私の質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休いたします。

午前11時25分小休

午前11時30分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、15番議員、平石賢治君の一般質問を許可いたします。

平石賢治君。

〔平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） マスクを外させてもらいます。

議長の許可を頂きましたので、ただいまより一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う飲食店への支援について、質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の第5波は、首都圏から、全国に急速に広がりだし、先月の感染者数は全国で56万人を超える驚異的な数字となりました。ほぼ全国に、緊急事態宣言とまん延防止措置の対象地域が広がり、飲食店や学校、学習塾、事業所など、多くの場所でのクラスターが連日、報道、発表されている事態となっております。

県内においても、先月の感染者数は過去最大となり、密閉・密集・密接の、いわゆる3密を避けることやマスクの着用、手洗い、手指消毒などの基本的な感染対策の徹底はもちろんのこと、感染拡大を防ぐあらゆる取組が行われております。その一環として、人の流れを抑制するために先月24日から今月30日まで、県内の公共施設の閉館時間を原則8時までとする措置が延長されたところであり、本町の総合文化センターを始めとする各施設もこれに準じた対応が行われております。

さらには、県の対策本部会議において、先月27日から今月12日までとされた

飲食店の営業時間短縮要請についても、今月30日までの延長が決定され営業は20時まで、酒類の提供は19時までとする要請が引き続き行われております。この飲食店の営業時間短縮要請は、今年に入って2度目の措置であり、飲食店からは、今後の営業が見通せない不安の声やあきらめの声なども聞こえてくる所であり、感染拡大防止のためには、やむを得ないこととはいえども、経営者の皆様を思うと本当に残念な気持ちでいっぱいになります。

飲食店への思いは、それぞれだとは思いますが、私には家族や友人、仲間との忘れられない楽しい思い出がたくさんあります。憎むべきはコロナウイルスであり、その影響を最も受けていることとなる飲食店の皆様には、なんとかこの厳しい時を乗り越えてほしいと願っています。

そこで、お伺いします。コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、唇を噛みしめて、営業時間の短縮要請に込めている飲食店に町として何らかの支援を行うことができないか。御答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 平石議員さんから御質問いただきました営業時間短縮要請に伴う飲食店への支援について、御答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症については、インド由来のデルタ株により、かつてない感染拡大の状況にあり、全国的には医療体制が逼迫し、医療機関の診察が十分に受けられない自宅療養者が増大するなど、未曾有の事態を迎えております。県内においても、8月の感染者数は過去最大の954人となり、本町でも、同月には感染者数が49人を記録するなど、これまでにない感染の広がりが懸念されている所でございます。こうした中、先月25日に開催された県の対策本部会議において、県内の感染状況などを踏まえ、8月27日から9月12日までの17日間、本年2度目となる飲食店の営業時間短縮の要請を行うこととなり、その後、先週9日には、この要請期間を9月30日まで延長することが決定された所でございます。

また、前回の4月16日から5月31日までの営業時間の短縮要請では、営業時間は21時まで、酒類の提供は20時までとされておりましたが、今回は営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までと更に1時間前倒しされ、飲食店には厳しい要請となっております。本町におきましては、これまで事業者支援と生活者支援を組み合わせ、その相乗効果により、町内経済の活性化が図られるプレミアム商品

券事業などを展開してきたところであります。

しかしながら、今回の時間短縮要請では、営業できる時間の短さから来店者数の減少だけにとどまらず、休業せざるを得ない飲食店も見受けられるところであります。これに、先行きの不透明感も加わり、経営に当たっては、非常に厳しい状況にあると認識しております。

このため、町といたしましても、これまでとは違った形での支援を行う必要があると考えており、飲食店はもとより、この時間短縮要請により、影響を受けている事業者の皆様も含めた支援策について、今度検討を重ねてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 平石賢治君。

〔平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） 藍住町において、飲食店、更には関連する事業者への支援を検討しているとの御答弁を頂き、大変ありがたく思います。

どのように支援をするかは、今後、検討されるとのことですが、現時点での考えを答えられる範囲で結構ですので、御答弁を頂けたらと思います。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 平石議員さんから御質問いただきました飲食店に対する支援について、御答弁させていただきます。

先ほどの答弁の中でも触れさせていただきましたが、本町におきましては、これまで事業者支援と生活者支援を組み合わせ、その相乗効果により、町内経済の活性化が図られるよう、取組を進めてきたところであります。

しかしながら、全国的に過去最大の感染者数を記録するなか、飲食店で食事をする機会は大幅に減少しており、さらに今回の営業時間の短縮要請に伴い来店者数は激減し、休業を余儀なくされている飲食店も出てきております。

このため、これまでのように店舗で食事してもらうことを前提とした支援ではなく、県が実施している飲食店や関連事業者への協力金のように、町から飲食店等へ直接、支援することを検討しております。

今後、さらに具体的な検討を進めてまいります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止めるため、時間短縮に応じていただいている飲食店とその関連事業者の皆様を町として、しっかり支援してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

きます。

○議長（西川良夫君） 平石賢治君。

〔平石賢治君登壇〕

●15番議員（平石賢治君） 御答弁を頂きありがとうございます。

新型コロナウイルスが収束し、これまでの日常が戻ってくるとしたら、家族や仲間と時間を気にすることなく、会話を楽しみながら、おいしいご飯を食べたり、お酒を飲んだり、外で食事をしたい方も多いのではないのでしょうか。

飲食店の皆様には、本当に大変な時ではありますが、頑張っていたきたいと思えます。明けない夜はありません。こうして、高橋町長からも力強いお答えを頂きました。高橋町長を始め、これまでも町民の皆様の生活支援をはじめ、幅広くコロナ対策に取り組んでおられます。高橋町長を先頭に町民一丸となって、このコロナとの戦いを乗り越えていけることを確信し、私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休いたします。

午前11時40分小休

午前11時43分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11番議員、林茂君の一般質問を許可いたします。

林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書に従って一般質問を行いますので、理事者の方は明確な答弁をお願いいたします。

1点目は、清掃事業についてであります。新しい議員の方が多くおられますので、ごみ袋の有料化の経過について少しお話をさせていただきます。

藍住町では、平成17年4月に粗大ごみを有料化したのを始め、指定ごみ袋が平成19年9月に導入されてから15年になります。ごみ袋の有料化については、議会の採決では可否同数でしたが議長裁決で決定をいたしました。町民からの批判も大きく平成21年11月に行われた町長選挙では藤川候補がごみ袋は無料にすると訴え、町民の支持が大きく広がり、町長も選挙戦の最終盤に町民の批判を受けて値下げをすると、このように町民に訴えました。

議会の中で町長は、「ごみ袋値下げの公約を守れ」との声に「ごみ出しルールが

守られていないので」、このような答弁の中から値下げが引き延ばしがされてきました。

町民の世論が大きく広まり、ごみ袋の単価は、ごみ袋の大きが350円から250円に、中が250円から150円に、小が150円から100円になりました。これは平成23年度から実施されたわけでございます。この結果、多くの町民の皆さんからごみ袋の値下げを喜んでくれました。

それでは、具体的な質問に入ります。

まず、1点目です。ごみ袋の有料化でごみの分別と減量効果について、どのような状況が生まれているのかお伺いをします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） それでは林議員さんの御質問のごみ袋有料化によるごみの分別と減量効果について、御答弁させていただきます。

ごみの排出推移の状況につきまして、林議員さんから資料請求がありましたので、その資料により御説明させていただきます。

お手元に配布しております資料1のごみの排出推移の状況をごらんください。ごみの排出量の推移ということで過去5年間のごみ排出量を見ますと、平成28年度が8,355トン。平成29年度が8,285トン。平成30年度が8,341トン。令和元年度が8,327トン。令和2年度が8,564トンとなっております。ごみの排出量の推移としましては、各年度において、ばらつきがありますが、概ね横ばい状態となっております。

令和2年度末の人口が平成28年度末と比較して、人口が600人余り増えている中、町民の皆様の御協力により、ごみの分別及び減量化の徹底が進んでいるおかげであると考えます。

なお、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響かと思われませんが、資源ごみ及び粗大ごみが増加しており、排出量につきましても、全体的に少し増加しておりますが、逆に事業系ごみが減少いたしております。

今後も、町民の皆様に引き続き、リサイクルやごみの減量化について、御協力いただけますよう広報等で更に啓発に努めていきたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、2点目につきまして質問いたします。

ごみ袋の有料化で町の収益について、収支状況はどのようになっているのか、この点でお尋ねをいたします。

なお、指定ごみ袋の収支状況につきましては、皆さんのお手元にお渡しをしています。林町議資料提出ということで。これは、平成19年度から令和2年度まで、この間のごみ袋の売上げ、収入、そして、ごみ袋の仕入、仕入率、それから販売手数料、委託料、そして全体の仕入れなどの必要経費、経費の合計、経費の比率、そして残ったのが町の収入、いわゆる収支、収益率を出しています。

これは、決算書に基づいて、少し担当課長にもこの資料につきましては確認をしていただきました。少しこの点で、状況だけ少し答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） それでは林議員さんの御質問のごみ袋有料化による町の収益について、御答弁させていただけたらと思います。

ごみ袋有料化による町の収益ということで、林議員さんの資料の中から過去5年間の収益を見てもみますと平成28年度につきましては、ごみ袋の販売額であります歳入が4,037万3,000円となっております。ごみ袋の作成費及び販売手数料であります歳出が2,833万6,000円で、歳入から歳出を差し引いた収益が1,203万7,000円となっております。平成29年度も同様に、歳入が4,074万円、歳出が2,523万円で、収益は1,551万円です。平成30年度は、歳入が4,081万5,000円、歳出が2,921万2,000円、収益が1,160万3,000円です。令和元年度は、歳入が4,338万円、歳出が3,931万9,000円で、収益は4,006万1,000円です。令和2年度は、歳入が4,197万5,000円、歳出が2,155万4,000円で、収益は2,042万1,000円となっております。

年度ごとの収益に差がありますのは、原材料である原油の上昇等により単価が上がり、原材料が上がったことなどによるごみ袋作成費が変動することによるものです。

令和元年度の歳出が大きく増加しているのは、新型コロナウイルス感染症拡大に

よる影響により、ごみ袋の作成、搬入ができず、供給ができなくなることを考え、ごみ袋を追加作成したものでございます。

また、令和2年度に収益額が増えた要因としては、本町でも品質を厳格に定め、品質維持を前提とした海外製品の導入を行い、ごみ袋作成費を抑えたためです。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 昼食のために休憩します。再開は午後1時、お願いします。

午前11時54分小休

午後1時再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開します。

最初に、橋本生活環境課長。訂正があるそうですので。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 失礼します。先ほど説明いたしましたごみ袋有料化による町の収益の中で、説明に誤りがありました。令和元年度の収益は406万1,000円です。失礼いたしました。訂正させていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは、引き続き質問をいたします。

藍住町の指定ごみ袋の収支状況につきまして、説明をしていただきました。その中で、平成19年度から平成22年度、この間は、ごみ袋の大で350円の時でした。それから、平成23年度からごみ袋の大が250円に引下げられた。先ほどの資料で見ていただいたらお分かりのように平成19年度から平成22年度までは、ごみ袋の仕入率、平均27.6パーセントでした。それから平成23年度から平成25年度の仕入率は37.3パーセント、これ平均です。それから平成26年度から平成元年度の仕入率、平均が60.6パーセント。これは、ごみ袋の仕入価格が高騰しているということで説明がございました。ですから仕入率を見ていきますと、かなり大幅に3段階で上がってきとるんですね。そして、平成元年度のごみ袋の仕入価格が3,338万3,000円と、なぜ高いのかということでお尋ねをしました。

さらに、令和2年度のごみ袋の仕入価格が1,577万円と大幅に仕入価格が下がっているわけです。この点について、ごみ袋がなぜこれだけ大幅に下がったのか、

もう一度少し現在までの仕入価格と、そして、これだけ大幅に下がった仕入価格の差等があれば少し説明をお願いします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 林議員さんの再問について、御答弁させていただけたらと思います。

平成31年度、令和元年の単価と令和2年度の単価の差ということで、御質問とされます。令和2年度に関しまして、先ほども御説明させていただきましたとおり海外製品の導入をさせていただいております。

令和元年、平成31年度から令和2年度の単価を比べてみますと約5割から6割の単価で製造ができております。ということで、金額のほうが下がっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、課長から答弁を頂きました。ごみ袋の仕入価格が大幅に下がったと。このことについては、担当課として、よくいろいろな調査、研究をされて、ここまで仕入価格を下げてきたということについては高く評価をしたいと思います。約半分になったんですね。もうちょっと早かったら、なおさら良かったと思うんですね。この点で、いろいろとやっぱり今の経済情勢の中で知恵を絞ってですね、できるだけ町民の方々に負担をできるだけ軽くするような方向を示していただきたいと思います。

それから全体で、ごみ袋の収支状況、かなり収入も全体では売上げが6億円を超えています。そして町の収入も2億6,200万ということです。ですから43パーセントぐらいがトータルで町の収益として残っているわけですね。かなりの金額になるわけです。

これが平成19年度から令和2年度のトータルです。先ほど課長から答弁を頂きました。令和2年度の仕入価格で推移するとかなり町の収益率が高くなるのではないかとこのように思われます。

もうひとつ決算書を見る中で商工会の委託料ですね。この商工会の委託料も入れますと26年度からずっと以降ですね、特に取り分け29、30、元年度と委託料が伸びているわけですね。委託料が伸びたということは、ごみ袋の販売枚数の手数

料なんですね。販売枚数の手数料が増えたということは、ごみ袋の枚数がかなり大幅に増えてきとんです。

当初、平成19年度は18万4,000枚程度だったんですが、今言いました平成29年度は20万5,000枚です。令和2年度は21万4,000枚。このようにずっと、うなぎ登りに上がってきているんです。これは、言うにごみ袋の無償給付ですね、いろいろ地域で活動されている、そういうところに配布とか、低所得者向けが増えているんでないかと推測されるんですけど。そこらへんはどんなんですか。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 林議員さんの質問に答えさせていただきたいと思えます。先ほどの御質問で無償の分ということですが、すみません、ちょっと資料を探しております。無償配布ということで世帯要件が生活保護世帯、障がい者等世帯、ひとり親世帯等の世帯に対して無料配布をしております。こちらのほう、年1回に今なっております。こちらのほうに関しましては、その年度に調べさせていただいた世帯に対して支給をさせていただいているということで、その年度によってお渡しする数というのは変わってくるということで、その年度に合わせた数を出させていただいているということで、すみません、ちょっと今正確な数字が手元にないもので申し訳ございませんが、そういう形で年度に合わせた数をお渡しさせていただいているということで御回答させていただけたらと思えます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） それでは続けて質問させていただきます。

無償給付については、できるだけそういう低所得者の人たちに給付されるようにもっと検討していただきたいと。

3点目です。資源ごみの収益について、資料請求をしました。どのような状況になっているのか。どこが資源ごみの問題点があるのか、かいつまんで説明をお願いします。

○議長（西川良夫君） 橋本生活環境課長。

〔生活環境課長 橋本清臣君登壇〕

◎生活環境課長（橋本清臣君） 林議員さんの御質問の資源ごみの収益、内容につ

いてということで御答弁させていただきます。

資源ごみの5年間の収益につきましても、こちらのほうも林議員さんから資料請求がありましたので、その資料により説明をさせていただけたらと思います。お手元に配布しております資料2の資源ごみでの収益をごらんいただけたらと思います。

資源ごみの収益につきまして、10種類の資源ごみについて、5年間を比較しております。

種目別の内容につきましては、資料を御確認いただけたらと思います。5年前から比べ、引取単価が下がっており、特に電気製品、金属製粗大ごみ、自転車につきましては、平成30年度から反対に処理費が必要となっております。

過去5年間の10種類の資源ごみの推移と収益の年度別について、全体のトン数の合計での説明になりますが、平成28年度は1,022トンありまして654万9,384円となっております。平成29年度は999トン838万4,355円、平成30年度は1,025トン762万7,352円、令和元年度は1,019トン449万1,360円、令和2年度は1,088トン、こちらのほうがマイナス126万1,886円となっております。内容としましては、こういう形になります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、説明を受けました。私も資料請求するまで資源ごみでの収益で取り分け電化製品とか、金属製の粗大ごみが回収すればするほど赤字になると、こういうことは知りませんでした。ですから、全体でこの点をどのように町民の皆さんに理解をしてもらって、できるだけ負担を軽くしていくような、そういう方向というか、そこら辺も今後必要でないかと思います。恐らく今日参加されている議員の方々もそのように思われる。この点、よろしく願います。

それでは、続けていきます。4点目ですけど、今まで資料説明、答弁を頂きました。一定、収益が明らかに出てきたということは、総トータル的でも分かるし、さらに、先ほどの説明がありましたように令和2年度からは仕入価格が半額くらいになったと。そうすると恐らく倍の収益が発生すると思うんです。これからは。

この点も踏まえて、是非、ごみ袋の価格を一定、その仕入価格に準じた部分で値下げをするべきでないか、これがまずです。その理由としては、今言いました仕入価格が半額になったと。大きな要因です。それから、町民の皆さんの協力で分別と

減量が進んだということで、先ほどの資料説明、ごみの排出量の推移の状況ということで、担当課長からも詳しく説明いただきました。この排出の状況を見ても、1人当たりの排出量、藍住町民と県民の平均を見ても、かなり藍住町民の方々は頑張っておられる。素晴らしいですね。これは大きなひとつの今の清掃事業の中でも大きな成果でないかと思えます。こういう成果を町民の皆さんに還元をしていくと、そして評価をしていくということですね。これが、必要だと思うんです。

それから、もうひとつは、ごみ処理というのは、基本的には、行政による住民サービスの基本課題だというふうに私は思います。取り分けなぜかと言いますと、低所得者、今コロナ禍の中で仕事や暮らしは大変です。そうすると収入の低い人、所得の低い人たちほどごみ袋の価格が暮らしに関わってくるということから、基本はやっぱり税金で賄うと。こういうふうに私は思うわけです。この点で、販売価格を是非下げてほしいということです。この点について。

○議長（西川良夫君） 奥田副町長。

〔副町長 奥田浩志君登壇〕

◎副町長（奥田浩志君） それでは、林議員さんの質問に御答弁をさせていただきます。

指定ごみ袋で得られた収益は、町民に還元をと、指定ごみ袋の価格の引下げをとというような御質問でございましたけども、指定ごみ袋の導入につきましては、たくさんの反対の御意見があり、スタートしたわけでございますけれども、林議員さん、少し当時をちょっと思い出していただきたいと思うんですけれども、当時は一般ごみと資源ごみの2種類のごみ袋で収集を行ってございましたけれども、まだ、町民の皆様のごみの分別意識が低かったということでございまして、その一般ごみの袋の中には生ごみとか、廃プラとか、新聞等と一緒にたに入っておりました。ひどいごみ袋になりますと土や空き缶や瓶の割れたものまで入っていたような状況でございまして。このような状況であったため家庭ごみの減量とリサイクルを目的として指定ごみ袋を導入いたしております。

指定ごみ袋の導入に伴い町職員全員が町民の皆様の各戸を訪問し、ごみの分別指導をさせていただき当時のごみ袋から資源化できる紙類やペットボトルを含めた廃プラスチック類のものを分別することにより家庭から出る燃やせるごみを減量いたしております。

先ほど担当課長がごみの分別と減量効果について答弁を申し上げましたが、資源

ごみの分別を行っていただくことにより町民の皆様のごみに対する排出抑制意欲や分別意識が高まり、環境負荷の低減に大きく寄与したと思っております。

しかしながら、ごみの排出量につきましては近年、横ばい傾向で推移していることから更なるごみの減量化、資源化の推移に向けた取組が不可欠と考えております。

林議員の御質問の収益を町民に還元を、また、ごみ袋の価格を引下げをとの御質問ですけれども、現在指定ごみ袋で得られた収入はごみの減量化、再資源化及び環境費用として、コンポストや生ごみ処理機の購入半額補助、また、ごみの分別ガイドブック、ごみカレンダーの作成費用等に充てております。

今後もこの指定ごみ袋で得られた収益は、林議員の御提案の住民に還元、指定ごみ袋の価格引下げに使用するのではなく、更なるごみの減量化、資源化を推進するために収益を使用させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁される趣旨はよく分かりました。ですけど、我々のそういう町民の声、そして、この決算状況から見て今後の推移を考えていろいろと考えていただきたいと。今日はこういうことでありがとうございます。

それでは、2番目の質問に移ります。学校洋式トイレ化の計画です。

先日、保護者の方から学校のトイレがきれいになったと、非常に喜んでいただきました。そして、今回、学校トイレの洋式化の第一期工事、これ町長の提案の説明の中にもありました。それで、進捗状況と第二期工事の計画について、まず、伺いたいと思います。そして、少し具体的には、第一期工事で、北小学校と南小学校で設置された基数というか、何箇所洋式トイレ化が進んだのか、この点、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 林議員の学校トイレ第一期工事の進捗状況と第二期工事の計画について答弁をさせていただきます。

今年度の工事につきまして、町内4小学校のトイレを洋式化、乾式化するための工事を行っております。ただトイレにつきましては、当然使用しながら工事をしていく必要があることから、各校の状況に合わせまして工期を第一期、第二期に分け

て、各校とも第一期工事は教室棟東側の工事を行っております。そして引き続き、残りの教室棟の西側を第二期工事として発注する予定であります。

現時点の進捗状況といたしましては、今議会初日に高橋町長から御報告もございましたとおり、第一期工事につきまして北小学校と南小学校は完成し、西小学校と東小学校は10月の月上旬の完成を予定しております。第二期工事につきましては、いずれも年度内の完成を予定しております。先ほど議員さんがおっしゃってありました何基ということにつきましては、今手元に数字がございませんので、また改めてお答えさせていただきたいと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁を頂きました。設置された基数とか、それから何箇所か、これが分かれば従来の工事をしてきた金額とか、基数との対比でよく今回の乾式の洋式トイレ化が全体でどれくらいかということがよく分かるんです。それが知りたかったんですが。今回洋式トイレの工事費が北小学校で3,443万円。南小学校が3,465万円。これ、従来の洋式トイレの価格と比べたらかなり高くなっていると。

従来、1か所工事費は50万円程度だったということですね。なぜ、工事費が高騰していったのか。それからその理由として、国からの補助金なんですけど従来国からの補助金は、3分の1と、こう聞いてます。今回ですね、乾式の洋式トイレ化が国もこの方向を打ち出しているんですけど補助金は変わらないんですか。この点について。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 林議員の再問にお答えいたします。

まず、トイレの洋式化で、今回、乾式化した関係で事業の工事費が大分上がっておるんでないかという形であったと思っておりますけど、以前のトイレの洋式化のみの事業と今回の場合は乾式化というのが加わっております。これは、コロナ対策の関係で交付金を頂きましたので、それにつきましては乾式化というのが1つとなっておりますので、その分が高くなっている理由となっております。そして、もうひとつ補助率ということなんですけど、今回の交付金の算定割合といたしましては、1平方メートル当たり幾らといった基準単価の3分の1が交付金の算定割合となっております。

ります。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） コロナ対策として乾式化の方向と。理由につきましては、よく分かりました。では、補助金も変わらないようですね。

それでは、続けて質問を続けます。従来ですね、洋式のトイレの工事は直接水道工事業者が請け負っていたと、このように認識をしています。今回、それぞれ第一期工事については、いわゆる元請け業者が入札でそれぞれ落札してきました。そこです、この第一期工事です、下請け業者は、地元の水道工事業者等を優先しているのか。

従来から私は町が発注する公共事業については、地元業者を優先して発注をしてほしいと、こういうふうにもこの議会でも質問を行ってまいりました。この点について。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 続きまして、林議員の下請け業者は町内業者を優先しているのかということについて御答弁させていただきます。

今回の改修工事のうち、既に発注しているものにつきましては、いずれも請負業者が町内業者でございます。ということで、併せて町からもできるだけ町内業者も下請けに使ってくださいということのお願いをしておりますので報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 今、答弁を頂きました。地元の業者を優先をしていると、こういう答弁でありました。それを信頼をします。

聞くとところによると、なかなか水道工事業者が今回下請けに入っていないと。こういう声も聞いていますので、その点だけ付け加えておきます。

続けて質問いたします。子供の支援策についてです。藍住町は県内でもいち早く子供の医療費の無料化が進められております。若いお父さんとか、お母さんたちはこの点で非常に喜んでおります。この子供の医療費の無料化が藍住町で大きく進んだ

のも平成21年11月に行われた町長選挙でありました。

藤川候補が子供の医療費を中学校卒業するまで無料にすると、このように大胆に公約をしたからです。それで、藤川候補の訴えは若い人たちの心に大きく響きました。

この選挙戦の中でですね、町長も中学校卒業するまで無料化を公約をし、藍住町は中学校を卒業するまで、このことで選挙戦を通じて大きな争点となり、無料化が実現をしたわけです。非常に素晴らしい藍住町の無料化というのは大きな成果だと。徳島県内でも大きく進んでいます。

次の課題なんですけど、藍住町として残されているのは自己負担600円、これを免除して更に子育て支援策を強めていっていただきたい。取り分け藍住町は、若い世代の人たちがたくさん住んでおられます。

また、新しく住民も若い人たちです。こういう点で是非この自己負担600円を免除するような方向を打ち出してほしいと。既に現在ですね、10市町村が自己負担600円を免除しています。一部負担600円を免除すると町負担の必要額は幾らになるのか、この点お聞きします。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長(近藤政春君) 子供の医療費の一部負担額を免除すると町の必要額は、との質問に答弁をさせていただきます。

子どもはぐくみ医療費助成制度は、子供に係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、子供の健康の向上と福祉の増進を図ることを目的としております。

県事業では、中学校修了までの子供の保護者が対象となっておりますが、本町はこれに上乗せをして町単独事業として所得制限を設けず、18歳到達年度末まで対象者を拡大して実施しております。

窓口負担については、受益者負担として、現在3歳児未満を除き、1件当たり月額600円の御負担をいただいております。令和2年度の総助成件数は、76,651件、医療費の助成額は、1億7,278万6,000円。御質問の一部自己負担額は、約3,832万5,000円となります。以上、答弁いたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

● 11番議員（林茂君） ただいま答弁を頂きました。600円の自己負担を免除するという事で3,823万円あれば若いお父さんやお母さんたちの子育て支援を更に充実させると、こういう財政規模です。是非この点、今日は明確な答弁ができないと思うんですけど是非、前向きに検討してください。

藍住町は特に若い人が多いので、これからの町の方向性も子育て支援に力を入れているという方向を明らかにしていただきたい。

それでは、続けていきます。学校給食の半額負担を実施をしてほしいということ一度々議会で要望してきました。県内では、北島町と板野町が給食費の半額負担を行っています。この北島町と板野町の半額負担はよく知られています。町民の中にもですね。それで、更に給食費の半額負担までいなくても給食費の補助をしている町もあるわけですね。一部の負担を。

それから、給食費の全額無償化を既に実施しているのが三好市です。2020年の4月から保育所、幼稚園、小学校、中学校の給食費が無償化。三好市では2019年4月より中学校、同年の10月より保育所、幼稚園の給食費を無償化しており小学校も追加をして。このようなですね、三好市では全額無償化という、そういう状況がつけられているわけです。

ここの藍住町でも保護者の負担を軽減をしていくということで更にですね、住みやすい藍住町にしていくということで学校給食費の負担を強く要望いたします。半額負担をした場合、必要な財源が幾らになるのか答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 賀治教育次長。

〔教育次長 賀治達也君登壇〕

◎教育次長（賀治達也君） 林議員の学校給食費の半額負担を実施することについて御答弁をさせていただきます。

仮に2分の1補助をした場合の必要経費を計算させていただきました。まず、小学校につきましては、全員の人数から就学援助の方を除きまして1,887名、1食当たりが275円、約200日と計算いたしまして、その2分の1は5,189万2,500円。中学校におきましては、同じく全員の人数から就学援助の方を引きまして914名、1食当たりが305円ということで、それに200日を掛けまして、その半額で2,648万3,150円。合計7,837万5,650円ということで、おおよそ8,000万円近くの予算が必要となります。

本年の3月議会におきましても御答弁させていただきましたとおり、新しい補助

金は毎年必要となることから難しいものと思われまますので、この点、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁をしていただきました。全体で8,000万円弱、7,837万円あれば小学校、中学校、子供さんの給食費の半額負担を実施できると、こういうふうな中身でした。是非、この点実施できるように考えていただきたいと。財源問題では、今まで私も幾つか質問してきました。下水道の問題等ですね。やはり大型公共事業より町民の暮らしに密接をしたそういう政策を実施をしていただきたいということを申し上げます。

最後になりました。障がい者の就労支援です。今、コロナ禍の中で、一般の人も大変ですけど、取り分け障がい者の方々は深刻です。障がい者就労施設からの物品調達の状況、町内の施設状況と就労者が1か月どれぐらいの収入があるのか、町としての支援策は、どのような支援策があるのか、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 近藤福祉課長。

〔福祉課長 近藤政春君登壇〕

◎福祉課長（近藤政春君） 御質問の障がい者就労施設等からの物品調達状況、町内の施設状況などにつきまして、御答弁をさせていただきます。

平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、地方公共団体は障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じるよう努め、その調達目標や方針、実績を公表することが定められています。

本町におきましても、調達目標を定め公共機関の清掃、施設管理や食品等の購入、印刷業務等の優先調達に取り組んでおります。昨年度の優先調達額は1,107万7,771円で、県内でも第1位の実績となっております。

また、本町の障がい者就労施設利用者は、本年4月1日現在で112名、就労B型支援事業所が5か所あり、それぞれの特長を生かした支援が行われています。公表のあった町内事業所平均賃金は、令和元年度については、1人当たり28,838円となっており、県内平均賃金に比べても高い金額となっております。

障がい者就労支援事業所では、多彩な製品の製造や様々な業務の受託も行っております。今後の支援策として、これらを幅広く利用していただけるよう周知し、障

がい者の賃金向上や自立した生活の支援に努めてまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 答弁していただきよく分かりました。取り分けですね、物品の調達でも1,107万円という県内の各自治体の中では藍住町はそういう点ではトップクラスだと。それから、施設の利用関係、それから就労者の1か月の収入、これも28,883円ということで、県内の平均より高いということです。我々、ここまで余り知らなかったのもっともっと、こういう障がい者政策の町の重点課題として位置づけていただきたいと。やっぱり今の弱い人たちの立場に寄り添った施策を打ち出していただきたいと、こういうことを切にお願いいたします。

続けて、町の障がい者雇用、法定率がありますので、町と教育委員会の雇用率、少し数字だけ答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、林議員さんの町及び教育委員会の障がい者雇用数と雇用率ということで御答弁をさせていただきます。

まず、障がい者雇用の状況であります。令和3年3月1日から法定雇用率が引き上げになっており民間企業は2.2パーセントから2.3パーセントに、国、地方公共団体は2.5パーセントから2.6パーセントに、都道府県等の教育委員会では2.4パーセントから2.5パーセントにそれぞれ引き上げをされております。

本町の状況につきましては、令和3年6月1日現在で、徳島労働局に任免状況を報告しておりますので、その数値を報告させていただきます。

まず、町長部局につきましては、法定雇用率が2.6パーセント、実雇用率が3.18パーセント、雇員数は4名となっております。

次に、教育委員会部局につきましては法定雇用率が2.5パーセント、実雇用率は5.81パーセント、雇員数が3名となっており、いずれも法定雇用率は達成をしております。

なお、障がい者の確認方法につきましては、プライバシーに配慮した障がい者の把握、確認ガイドラインに基づき、全員障害者手帳において確認をしております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 町の障がい者の雇用率、教育委員会の雇用率も高いということによく分かりました。是非、今のような社会情勢の中で、障がい者の雇用を進めていくということでは、別枠で、できれば町独自なり教育委員会で検討していただきたい、このように思います。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） 障がい者雇用の別枠を作り雇用を増やすことということで御答弁をさせていただきます。

先ほど、答弁いたしましたように、町長部局、教育委員会部局とも法定雇用率は、現在達成をされておりますので、今のところ別枠を設けて募集することは考えておりません。

なお、障害者雇用促進法では、障害に関係なく希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加できる共生社会を実現理念の下、全ての事業主に法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務が定められております。

また、県や他市町村においては、別枠を設けて募集、採用してしている所もあるようであります。

本町においても、今後、雇用状況の変化も想定をされるところであり、近い将来には、別枠を設けての募集について、研究する必要があるものと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 林茂君。

〔林茂君登壇〕

●11番議員（林茂君） 是非、別枠も前向きに検討していただくことを切に要望して私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 小休いたします。

午後1時49分小休

午後1時54分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、1番議員、前田晃良君の一般質問を許可いたします。

前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

● 1 番議員（前田晃良君） マスクを外させていただきます。

議長の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

近年、日本各地で大規模災害が頻発しております。断層があらゆる地域に存在する日本では、地震はいつ何時発生しても不思議ではありません。

ここ3年間だけで見ましても、震度6弱以上の地震は、胆振東部地震や大阪北部地震など6回発生しております。震度5弱以上になりますと今年、令和3年だけでも4回発生しており、2月には福島県沖を震源とする最大震度6強の地震が発生したところです。

また、豪雨災害については、地球温暖化の影響もあり毎年のように被害が生じております。

本年7月には、梅雨前線の停滞による大雨の影響で、静岡県熱海市で大規模な土砂災害が発生し、死者、行方不明者27名、建物被害128棟など甚大な被害をもたらした。先月8月には、この時期としては珍しい長期に及ぶ前線の停滞による大雨により、九州や中国地方で河川氾濫や土砂災害が発生したところです。

昨年の7月は梅雨前線の停滞により、九州地方の球磨川を始め、中部地方の飛騨川、東北地方の最上川といった全国各地の大河川で氾濫が相次ぎ、死者、行方不明者86名、家屋の全壊約1,600棟、半壊約4,500棟など甚大な被害をもたらしました。

本町におきましては、近年こうした大規模な災害には見舞われておりませんが、全国の状況を見ておきますと、いつ発生してもおかしくないと言っても過言ではありません。

町職員の皆さんは当然こうした認識を持たれており、平時から危機管理体制の構築、防災対応に取り組まれておられると思います。防災対応と我々もよく一言で言ってしまうがちですが、実は、災害予防、災害時の応急対応、避難対策、飲料、食糧の確保、医療体制、衛生体制、応援の受入れ、復旧、復興対策など、非常に範囲が広く時系列でその内容も変わってきます。

こうした防災対策の基本となるものが、災害対策基本法に位置づけられている地域防災計画であります。

当然、本町でも地域防災計画を有しておりますが、現在、改定作業を行っていると同っております。この度の改定では、どのような視点で、どのような点が改定さ

れるのか、その方向性をお聞きします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長（梯達司君） それでは、前田議員さんの地域防災計画の改定の視点、方向性について御答弁をさせていただきます。

議員さん御指摘のとおり、近年、日本全国で大きな地震や台風などによる災害が頻発しております。そして、その都度、応急対応や避難所運営、復旧、復興対策などで様々な課題が指摘されているところでもあります。例えば、北海道胆振東部地震や平成30年の台風第15号により千葉県で発生した大規模停電への対応、新型コロナウイルス感染症流行下における避難所運営や災害対応などが挙げられます。

このような災害に対応するため町の処理すべき事務や業務に関し、関係機関の協力業務も含めてその大綱を定めたものが地域防災計画であります。

地域防災計画の主たる目的は、災害から町民の皆様の生命、財産を守り被害を最小限に止めることとあります。

このため地域防災計画は関係法令の改正に対応し、最新の知見を取り入れるため随時見直しを行う必要があると考えております。

本町の地域防災計画は、前回の改定から約3年が経過しており、その間に本町を取り巻く災害に関する新たな知見が蓄積され、その対応が必要となっております。令和2年1月に徳島県高潮浸水想定が公表され、本町東部の一部地域が初めて高潮の浸水想定区域となったこと、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応方法、また、本年5月に改正された災害対策基本法などへの対応が新たに必要となっております。

さらに、地域防災計画を机上の計画とすることなく、より実効性のある計画とするために内容の充実を図る予定としております。地域防災計画の改定については、藍住町防災会議にお諮りをし、決定されるものでありますので、詳細については今後議論されていくこととなります。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） ただいま答弁を頂きました。改定に当たっては、藍住町防災会議を経る必要があるため確定的なものではなく、また詳細もこれからとのことでした。

ただ、改定内容によっては、町民にどのような影響が出るのか、どういった点を留意しないといけないのか、現時点で言える範囲で結構ですので、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 梯総務企画課長。

〔総務企画課長 梯達司君登壇〕

◎総務企画課長(梯達司君) 議員さん御質問の地域防災計画の改定内容によって、町民にどのような影響等について、御答弁をさせていただきます。

今回の改正の大きなポイントは、先ほど御答弁いたしました高潮浸水想定、南海トラフ地震臨時情報、災害対策基本法の改正、この3点への対応となります。

まず、高潮浸水想定については、本町にとって初めて関係することとなった災害であり、町民の皆様には今後、十分な周知と説明が必要であると考えております。

広報あいずみや町ホームページなどによる情報発信はもとより、防災訓練や出前講座などの機会を捉えて、町民の皆様には直接お伝えできるよう積極的に実施してまいりたいと考えております。

次に、南海トラフ地震臨時情報については、南海トラフ地震の発生確率が平常時に比べ相対的に高まったときに気象庁から発表される情報であり、この情報が発表された際、町が実施する対応や、町民の皆様に行っていただきたいことなどを地域防災計画に位置づける予定としております。この臨時情報については、まだまだ認知度が十分ではないと考えており、先ほどの高潮浸水想定と同様に積極的な周知と説明を行ってまいりたいと考えております。

最後に、災害対策基本法の改正については、既に本年5月から運用が始まっております水害時に自治体が発信する5段階の避難情報及び警戒レベルが、これまでより避難行動に直接つながるよう、分かりやすく改められ災害時の避難のタイミングが明確化されることとなります。

本町といたしましても、避難情報の発令をする際、空振りを恐れず、町民の皆様の命を守ることを最優先に考え運用してまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） ただいま御答弁を頂きました。今回の改定で、町の災害対策が更に向上していくものだと思います。

では、今回改正する計画が絵に描いた餅にならないように、その実効性を持たせるために町としてどのような体制づくりや取組を行っているのか、また、今後の予定について、答弁をお願いします。

○議長（西川良夫君） 高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 前田議員さんの地域防災計画の改定の実効性を持たせるための体制や取組について、答弁をさせていただきます。

災害から町民の皆様の生命と財産を守ることは、市町村に課せられた責務であり、本町といたしましても地域防災計画の実効性や職員の災害対応能力を高めるため全職員への研修や訓練を始め、様々な取組を行っております。

毎年度当初には、町職員の災害対応の基本となる「非常体制配備基準」、「職員初動マニュアル」を更新し、全職員が本町での発生が予想される地震、津波災害や風水害などについて理解を深め、非常時における初動体制や参集体制を確認することで、いつ何時でも速やかに災害対応が可能な体制へと移行できるよう備えているところであります。

また、昨年度は、若手職員を中心に発災時における初動対応図上訓練を実施いたしました。訓練開始時には、戸惑う職員も見受けられましたが、時間が経過するにつれ、それぞれが自信を持って訓練に参加することができ大きな成果が得られたものと考えております。

本年度においては、先月、県の担当部局から講師を派遣いただき、私を始め幹部職員を対象とした災害対策本部の運営訓練事前勉強会を実施いたしました。

この勉強会を踏まえ10月以降に災害対策本部運営に関わる職員による本格的な図上訓練を実施する予定としており、この訓練では、役場内部にとどまることなく、警察や消防などの防災関係機関との連携についての確認も行うこととしております。

また、町民の皆様に向けては、11月に津波避難訓練を予定しており、新しくなった避難情報や災害情報の周知方法など避難の実効性の確保に向けた取組を行うこととしております。

私自身、町職員時代の平成28年10月には、最大震度6弱を記録し、住家被害約1万5,000棟など甚大な被害があった鳥取県中部地震の被災地支援のため、鳥取県北栄町に赴き実際に被災地を目の当たりにし、また、現地で災害対応業務に当たることで迅速な災害対応の重要性について十分認識したところであります。

今回の地域防災計画の改正を契機として、今後も引き続き町民の皆様に適宜分かりやすく情報を発信するとともに、町の防災体制の強化を図ってまいりたいと考えております。以上、御答弁とさせていただきます。

○議長（西川良夫君） 前田晃良君。

〔前田晃良君登壇〕

●1番議員（前田晃良君） 答弁を頂きました。この地域防災計画は、200ページ以上にわたる非常にボリュームのあるものです。災害が発生してからページをめくるといふことでは、間に合わないこととなります。

昨年度から防災の専門家を交えて、町長を始めとする職員に対し、実践的な訓練を行っているとのことでありましたが、こうした取組は重要であり評価したいと思っておりますので、是非、継続して行っていただきたいと思っております。

また、高橋町長御自身が職員時代に被災地に出向いて、災害対応をされていることには、大変驚きました。訓練ももちろん大切ですが、被災地での経験は何よりも代えがたいものであり、町民にとっては、大変心強いものであります。

今後も、引き続き住民の生命と財産を守るため藍住町の災害対応を指揮していただくことを強くお願いするとともに、高橋町長の更なる御活躍を期待申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（西川良夫君） 以上で、通告のありました5名の一般質問は終わりましたので、これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。議案調査のため9月16日から9月21日までの6日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、9月16日から9月21日までの6日間を休会とすることに決定しました。なお、次回本会議は、9月22日、午前10時、本議場において再開いたしますので、御出席をお願いいたします。本日は、これにて散会といたします。

午後2時12分散会

令和3年第3回藍住町議会定例会会議録（第3日）

令和3年9月22日藍住町議会定例会は、藍住町議会議事堂に招集された。

1 出席議員

1 番議員	前田 晃良	9 番議員	鳥海 典昭
2 番議員	竹内 君彦	10 番議員	小川 幸英
3 番議員	米本 義博	11 番議員	林 茂
4 番議員	永浜 浩幸	12 番議員	奥村 晴明
5 番議員	宮本 影子	13 番議員	佐野 慶一
6 番議員	森 伸二	14 番議員	森 志郎
7 番議員	近藤 祐司	15 番議員	平石 賢治
8 番議員	紙永 芳夫	16 番議員	西川 良夫

2 欠席議員

なし

3 議会事務局出席者

議会事務局長 大塚 喜美枝 主幹 山瀬 佳美

4 地方自治法第121条の規定に基づく説明者

町長	高橋 英夫
副町長	奥田 浩志
副町長	吉成 浩二
監査委員	林 健太郎
教育長	青木 秀明
教育次長	賀治 達也
会計管理者	谷渕 弘子
総務企画課長	梯 達司
福祉課長	近藤 政春
税務課長	齊藤 秀樹
健康推進課長	江西 浩昭
社会教育課長	近藤 孝公
住民課長	増原 浩幸
生活環境課長	橋本 清臣
建設産業課長	東條 芳重

5 議事日程

(1) 議事日程 (第3号)

- | | | |
|-----|-------|---|
| 第1 | 議第50号 | 令和2年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第2 | 議第51号 | 令和2年度藍住町特別会計(国民健康保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第3 | 議第52号 | 令和2年度藍住町特別会計(介護保険事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第4 | 議第53号 | 令和2年度藍住町特別会計(介護サービス事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第5 | 議第54号 | 令和2年度藍住町特別会計(後期高齢者医療事業)歳入歳出決算の認定について |
| 第6 | 議第55号 | 令和2年度藍住町水道事業会計利益の処分及び歳入歳出決算の認定について |
| 第7 | 議第56号 | 令和2年度藍住町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 第8 | 議第57号 | 令和3年度藍住町一般会計補正予算について |
| 第9 | 議第58号 | 令和3年度藍住町特別会計(介護保険事業)補正予算について |
| 第10 | 議第59号 | 藍住町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第11 | 議第60号 | 藍住町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第12 | 議第61号 | 藍住町介護保険条例の一部改正について |
| 第13 | 議第62号 | 藍住町教育委員会委員任命の同意について |
| 第14 | 議第63号 | 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について |
| 第15 | 発議第7号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |

第16 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

第17 議会運営委員会及び各委員会における所管事務等に関する閉会中の継続調査申出書について

令和3年藍住町議会第3回定例会会議録

9月22日

午前10時開議

○議長（西川良夫君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（西川良夫君） 日程に入る前に先立ちまして、諸般の報告を行います。監査委員から毎月実施した例月出納検査の結果について、議長あて報告書が提出されておりますので、報告いたしておきます。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」が議長あて提出されておりますので、御報告いたしておきます。

○議長（西川良夫君） これより、日程に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

○議長（西川良夫君） 日程第1、議第50号「令和2年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第12、議第61号「藍住町介護保険条例の一部改正について」までの12議案を一括議題といたします。

本案については、所管の常任委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

初めに、紙永厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

紙永芳夫君。

〔厚生常任委員会委員長、紙永芳夫君登壇〕

●8番議員（紙永芳夫君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、厚生常任委員会に付託された9議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月7日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された9議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

「令和2年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、このとり応援事業で、59組に助成をしているが、1組当たりの助成額はどれくらいか。また、徳島県とは別に町が独自で応援事業として助成しているのかとの質問があり、県の

事業に上乘せして助成をしており、上限額は10万円となっているとの説明でありました。

「令和2年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、民間認可保育所等の運営に関する費用の給付、藍住町保育所等整備補助事業について、この事業は待機児童を減らすという取組であると思うが、現在どれくらいの待機児童がいるのかとの質問があり、待機児童は9月1日現在で48名、そのうち国の基準における待機児童数が35名となっているとの説明でありました。

議第52号「令和2年度藍住町特別会計（介護保険事業）歳入歳出決算報告書」の中で、不納欠損額が552万2,820円とあるが、この不能欠損額の中身はどのようなものか、人数は何人かとの質問があり、保険料を納められる時効が2年となっており、特別徴収に至るまでの間の未納が多い状況で、不能欠損額のほとんどが滞納分となっており、人数は111名となっているとの説明でありました。

次に、財政安定化基金借入に関する調書の中で、8,900万円の借入金があるが借入れした分は、翌年度からの介護保険料の3年間の予算の中に入れて予算を組んでいるのか。これは、今までも同じように行ってきたのかとの質問があり、平成30年度から令和2年度までの3年間における借入総額8,900万円を令和3年度から令和5年度までの3年間で償還することが決まっている。その際の不足分については、保険料とか予算に跳ね返ってくる計算となるとの説明でありました。

財政調整交付金について、交付金相当額に対して、国が算定した交付金額はかなり減額されているがその理由についての質問があり、財政調整交付金は、費用額の約5パーセントを国が調整交付金として交付できるとなっているが、第1号被保険者に占める高齢者の割合、主に後期高齢者の割合と第1号被保険者の所得の分布割合に応じて算定される。本町の調整交付金の算定見込みが低いのは、全国の高齢化比率、全国標準と比べ、本町の高齢化率はまだ若いほうに分類されているため減額されているとの説明でありました。

また、今後の介護保険事業についての見通しについては、藍住町においても高齢化がどんどん進むと想定されており、非常に厳しいと認識している。高齢化に対して保険料や給付も含め、町としてどうしていくのかというのは非常に大きな課題と考えており、介護に頼らない健康寿命を延ばす取組として各種の健康教室、介護予防教室等を進めている。そういう施策の積み重ねによってできる限りの介護保険制度の維持、社会保障の存続に向けて取り組んでいきたいとの説明でありました。

審査の結果、付託された9議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、9月7日に開催されました厚生常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和3年9月22日、厚生常任委員会委員長、紙永芳夫。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時7分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時8分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、近藤建設産業常任委員会委員長から報告を求めます。

近藤祐司君。

〔建設産業常任委員会委員長、近藤祐司君登壇〕

●7番議員（近藤祐司君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから建設産業常任委員会に付託されました3議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9月8日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された3議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

「令和2年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、橋梁長寿命化修繕事業について、具体的な工事内容はどの質問があり、藍住高架橋はコンクリートのひび割れの補修と剥落防止、落橋防止装置の修復を行った。中富大橋は鉄の本体部塗装の塗り直し、コンクリート部分については、ひび割れの補修を行うとの説明がありました。

また、町内にはいくつの橋があり、修繕が必要な橋はいくつ残っているのかとの質問があり、橋長が2メートル以上の橋は町内に159あり、5年ごとに点検を行っている。点検の結果、早期に修繕が必要な橋は3橋あり、本年度修繕設計を実施し、来年度から順次修繕していく計画になっているとの説明がありました。

議第55号「令和2年度藍住町水道事業会計決算書」の流動資産のうち、未収金

について、使用料当年度616万9,330円は集金できていないのではないのかとの質問があり、決算上未収金となっているが、水道料金は3月から2月までの使用料収入であり、4月以降も入ってくるため、最終的な収納率は98、99パーセントになっていくとの説明がありました。

過年度使用料の未収金1,219万4,848円について、集金できる可能性がないということなのかとの質問があり、一部は納付誓約によって入金があり、減少してきているとの説明がありました。

また、貯蔵品とは何かとの質問があり、水道本管などの材料等であるとの説明がありました。

議第56号「令和2年度藍住町下水道事業会計決算書」のうち、下水道工事の現在の進捗状況及び最近の工事状況について質問があり、現在第2期事業を行っており、供用面積は129.2ヘクタール。今年度の事業費は1億1,800万円の面整備を行っている。現在の接続状況としては、下水道人口4,150人に対して下水道接続率人口は2,197人、接続率は52.94パーセント。

また、繰越事業として下水道事業に放流する中央クリーンステーションの事業を行っているとの説明がありました。

審査の結果、付託された3議案については、全会一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月8日に開催されました建設産業常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和3年9月22日、建設産業常任委員会委員長、近藤祐司。以上であります。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時13分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時14分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、森総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

森伸二君。

〔総務文教常任委員会委員長、森伸二君登壇〕

● 6 番議員（森伸二君） 議長から委員長報告を求められましたので、ただいまから、総務文教常任委員会に付託された 2 議案に対する審査の概要を御報告いたします。

本委員会は、9 月 9 日に開催し、高橋町長ほか関係職員出席のもと、付託された 2 議案について関係理事者に補足説明を求め、詳細な説明の後、審査を行いました。

主な質疑の内容及び意見については、次のとおりであります。

議第 50 号「令和 2 年度藍住町一般会計歳入歳出決算報告書」の（歳入）諸収入のうち、貸付金元利収入について、不納欠損額が 9 5 6 万 9, 5 7 2 円、収入未済額が 2, 0 2 2 万 6, 4 5 4 円と多額になっているのはなぜかとの質問があり、不納欠損額については、住宅新築資金等貸付金分で、滞納者に通知を送付したところ、時効の援用通知書が提出されたことにより不納欠損をしたため。収入未済額については、住宅新築資金の貸付けと奨学金の償還金の残金を合計した金額であるとの説明がありました。

「令和 2 年度決算附属書」のうち、臨時財政対策債について、基準財政需要額が増加傾向であるのに対して、普通交付税の交付額は増えていない。このまま増え続けると財政的に厳しくなるのではないかと思うが、町はどのように認識しているのかとの質問があり、臨時財政対策債は国の財源不足分を町が借入れをして補填しているものであるが、基準財政需要額に償還分が算入されるため、収入額が多ければ町の負担が増えてくると思っている。

また、臨時財政対策債の廃止を国に要望する動きが全国的にあるが、町はどのように考えているのかとの質問があり、そうした動きが全国的にあるようであれば、町として、どのような対応ができるか研究してみたいとの説明がありました。

「令和 2 年度における主要な施策の成果に関する説明書」のうち、学校保健特別対策事業について、調理場用以外にもスポットエアコンを整備しているがどういう理由かとの質問がありました。調理場用以外のスポットエアコンの整備は、エアコンの設置ができていない特別教室へ熱中症対策として汎用性の高いスポットエアコンを整備したものの説明がありました。

奥村家住宅修理事業について、奥村家の修復は全て終わったのかとの質問があり、南寝床の改修のみ終わっているとの説明がありました。

また、いつ終わるのかとの質問があり、完成時期については未定であるとの説明がありました。

審査の結果、付託された2議案については、全会一致でいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、9月9日に開催されました総務文教常任委員会における付託議案に対する審査の結果であります。令和3年9月22日、総務文教常任委員会委員長、森伸二。以上でございます。

○議長（西川良夫君） 小休します。

午前10時18分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時19分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの報告のとおり、各常任委員会に付託されました全議案は、慎重に審査され、全議案承認との報告がなされておりますが、これより、会議規則第43条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。御質疑のある方は御発議をお願いします。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君） 質疑がありませんので、議事を進めます。

ただいま、議題となっております議第50号から議第61号までの12議案については、各常任委員会において十分審議を尽くされたことと思いますので、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思っております。

これに御異議ありませんか、お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。したがって、議第50号「令和2年度藍住町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、議第61号「藍住町介護保険条例の一部改正について」の12議案については、原案のとおり可決されました。

○議長（西川良夫君） 日程第13、議第62号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第62号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」説明申し上げます。

氏名、奥村康人。任命年月日、令和3年10月1日。氏名、森奥典子。任命年月日、令和3年10月1日であります。以上よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第62号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第62号「藍住町教育委員会委員任命の同意について」は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 日程第14、議第63号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） ただいま議長から提案理由の説明を求められましたので、議第63号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」説明を申し上げます。

氏名、安宅恒夫。選任年月日、令和3年10月1日でございます。以上よろしく御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君） 議第63号につきましては、ただいま町長から説明がありましたように、本案は人事に関する案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに原案のとおり議決したいと思います。

これに御異議ありませんか。お諮りいたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議第63号「固定資産評価審査委員会委員選任の同意について」は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

小休します。

〔小休中に消毒をする〕

午前 10 時 24 分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 15、発議第 7 号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題とします。

事務局長に議案を朗読させます。

大塚議会事務局長。

◎議会事務局長（大塚喜美枝君）（議案を朗読）

○議長（西川良夫君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

森伸二君。

〔森伸二君登壇〕

●6 番議員（森伸二君） 議長から提案理由の説明を求められましたので、発議第 7 号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和 4 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1. 令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費

が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2. 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、今回限りとする。なお、経済的支援が必要な事業者等に対しては、国費による直接的な対策を講じること。

3. 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。なお、この措置を延長する場合は、減収額を全額国費で補填すること。

4. 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長については、慎重に判断し、なお延長する場合は、引き続き減収額を全額国費で補填すること。

5. 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月22日。
送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。徳島県板野郡藍住町議会。

以上、議員各位の賛同を得まして、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西川良夫君）これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（西川良夫君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○議長（西川良夫君）これから、討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（西川良夫君）討論なしと認めます。これで討論を終わります。

○議長（西川良夫君）これから、発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」に賛成の方は、起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（西川良夫君） 起立多数です。

したがって、発議第7号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

なお、意見書については、速やかに関係機関へ送付をいたします。

小休します。

午前10時32分小休

〔小休中に消毒をする〕

午前10時33分再開

○議長（西川良夫君） 小休前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第16、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

お諮りいたします。本件は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、伊[▼]鈴子氏、天谷法祐氏、近藤章子氏については適任であるとの答申をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、お手元にお配りいたしました意見のとおり、答申することに決定しました。

○議長（西川良夫君） 最後に、「委員会の閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西川良夫君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（西川良夫君） ここで、議会閉会前の御挨拶を高橋町長からお願いいたします。

高橋町長。

〔町長 高橋英夫君登壇〕

◎町長（高橋英夫君） 9月議会閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。去る、6日の開会から本日までの17日間にわたり、御審議いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。また、この間、一般質問等におきまして、議員各位から新型コロナウイルス感染症対応やワクチン接種対応を始め、福祉、教育住環境問題、防災対策など幅広い分野において貴重な御意見、御提言を賜りましたことを重ねてお礼を申し上げます。

今後、議会を始め町民の皆様の御理解をいただきながら住民福祉の向上のため行政の執行に努めてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

9月も下旬となりますと、朝夕が随分と過ごしやすくなってまいりましたが、季節の変わり目は体調を崩しやすい時期でもあります。どうか御自愛をいただきますとともに、皆様の御健勝をお祈りいたしまして、閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（西川良夫君） 以上で、本定例会に付されました案件は、全て終了しました。

議員、理事者各位におかれましては、御協力、誠にありがとうございました。これもちまして、令和3年第3回藍住町議会定例会を閉会いたします

午前10時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

藍住町議会議長	西川	良夫
会議録署名議員	近藤	祐司
会議録署名議員	紙永	芳夫